

目 次

第 1 号 3月2日（月曜日）

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
町長の施政方針及び提案理由の説明	6
発言の訂正について	17
請願・陳情	17
議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議	17
日程の追加	18
予算特別委員会委員の選任について	18
議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算	19
議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算	19
議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	19
議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算	19
議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	19
議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	19
休会の件	20
散会	20

第 2 号 3月5日（木曜日）

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録（第2号）	23
議事日程第2号	24
開議	25
一般質問	25
玉川邦夫君	25
小椋淑孝君	32
星 輝夫君	34
日程の追加	37
請願・陳情	37
休会の件	38
散会	39

第 3 号 3月11日（水曜日）

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録（第3号）	41
-------------------------	----

議事日程第3号	42
開議	45
議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について	45
議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	46
議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について	48
議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について	49
議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について	49
議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について	52
議案第7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について	53
議案第8号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について	53
議案第9号 下郷町市民体育館条例の一部を改正する条例の設定について	53
議案第10号 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定について	53
議案第11号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定について	54
議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定について	54
議案第13号 町道の路線変更について	63
議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）	65
議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	65
議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算	69
議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算	69
議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算	69
議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算	69
議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算	69
議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算	69
議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	71
閉会	72

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和2年3月2日			
本会議の会期	令和2年3月2日から3月11日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和2年3月2日 午前10時00分		議長 佐藤盛雄
	散会	令和2年3月2日 午前11時39分		議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學 参事兼総務課長 室井 哲 税務課長兼会計管理者 只浦 孝行 参事兼健康福祉課長 星 修二 建設課長 猪股 朋弘 教育次長 湯田 浩光 代表監査委員 渡部 正晴	副町長 玉川 一郎 総合政策課長 玉川 武之 町民課長 弓田 昌彦 農林課長 湯田 英幸 教育委員会教育長 星 敏惠 農業委員会事務局長 渡部 浩市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一 書記 芳賀沼 崇正	書記 室井 徳人		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第1回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和2年3月2日（月）午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

9番 湯田 健二

10番 山名田 久美子

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第 4 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

提出の陳情

日程第 5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

追加日程第 1 予算特別委員会委員の選任について

追加日程第 2 議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 3 議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 4 議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 5 議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 6 議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 7 議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

（予算特別委員会付託）

追加日程第 8 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。定例会終了後に開催しておりました議会と町との懇親会について、新型コロナ対策のため、政府から、イベント、行事、宴会等を控えるよう発表がありました。これを受け、さきの議会運営委員会で協議したところ、中止が妥当であろうと意見の一致がありましたので、中止と決定いたしましたので、お知らせいたします。ご理解を賜りたいと存じます。

続いて、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましてはお手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願いします。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回下郷町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に昨年12月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんのお活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましても、お手元に配付してございます。

次に、表彰状の伝達を行います。去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会総会におきまして、星政征君、猪股謙喜君、小玉智和君が議会議員として15年以上在職し、議会議員として尽力されましたご功績に対して表彰の栄誉に浴されました。誠におめでとうございます。この場をお借りいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前までお進みください。

4番、星政征君、演壇の前までお進みください。

○議長（佐藤盛雄君） 表彰状。

福島県下郷町、星政征殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（渡部清一君） 8番、猪股謙喜君、演壇の前までお進みください。

○議長（佐藤盛雄君） 表彰状。

福島県下郷町、猪股謙喜殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

どうもおめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（渡部清一君） 11番、小玉智和君、演壇の前までお進みください。

○議長（佐藤盛雄君） 表彰状。

福島県下郷町、小玉智和殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興、発展に寄与されたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和2年2月6日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（渡部清一君） それでは、受賞されました3名の方からご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、星政征君よりお願ひいたします。

○4番（星政征君） 皆さん、おはようございます。一言御礼を申し上げます。

このたび、議員在職15年のゆえをもって、自治功労者として全国町村議会議長会から表彰を受賞し、ただいま議長から伝達、授与を受けました。誠に身に余る光栄に存じております。このたびの受賞は、町民の皆様はもとより、諸先輩、そして同僚議員の皆様、歴代町長さんをはじめ、職員の皆様方の日頃からの温かいご指導とご支援、ご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

顧みますと、私は平成16年3月の一般選挙において、議会議員として初当選し、以来待望の甲子トンネルの開通、縦貫南道路の着工など、様々なことがありました。特に平成23年3月には、今までに経験したことのない未曾有の大災害、東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所の事故、放射能汚染による風評被害など、いまだ解決していない大変難しい問題もございましたが、町民の皆様の生活と福祉の向上のために議員として関わることができましたことは、誠に感慨深いものがあります。

今後も町民が豊かで幸せに暮らせる町づくりのため、なお一層努力してまいりたいと考えております。どうか皆様方の温かいご指導、ご支援をお願い申し上げまして、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（渡部清一君） 次に、猪股謙喜君よりご挨拶お願ひいたします。

○8番（猪股謙喜君） 皆さん、おはようございます。一言述べさせていただきます。

本日は、全国町村議会議長会より、15年ということで表彰いただき、大変光栄に思っております。

顧みますれば、平成12年、初当選いたしました。それから、2回連続当選、1回落選、そしてまた2回連続当選ということで現在に至っております。

初当選のときは、ちょうど故桜木左久雄氏の最終の町政、2年間見てまいりました。20年という長きにわたった桜木町政で町は派閥という、町民から見れば派閥というのも大分私が議会に入って薄れているのではないのかなというような気がしたものでございます。桜木町政2年間しかお付き合いできませんでしたが、大変すばらしい町長さんだと思いました。

次に、湯田町政となりまして、町役場職員から行政の長にというのを議員として見てまいりました。湯田町政の特徴としましては、地域の各集落の集落おこしという部分での投資が大変すばらしいものだなと見てまいりました。

そして、現在星學町政を見ておりますが、星町政でもやはり地域振興等一生懸命頑張っているなというふうに見ておりますが、振り返るにはまだ早いのかなというような気もしますので、そのぐらいにしておきたいと思います。

いろんな人に支えられ、役場職員にも支えられて、本当にこうやって15年以上議会活動でき、大変幸せに思っております。引き続き、同僚の議員の皆様も本当に助けていただきました。過去初当選以来の議員の方々には、特に本当にお世話になったと思っております。今後とも皆様と一緒にすばらしい下郷町を築いていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（渡部清一君） 次に、小玉智和君よりご挨拶をお願いいたします。

○11番（小玉智和君） おはようございます。それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、全国町村議会議長から議員在職15年の表彰を受賞し、議長よりただいま伝達を受けました。このたびの受賞は、町民の皆様方、先輩、そして同僚議員の皆様、また歴代の町長さんをはじめ、職員の皆様の日頃からの温かいご指導とご支援、ご協力により受賞されましたこと、心から感謝申し上げるとともに、誠に身に余る光栄に存じております。

町議会議員になり、15年を振り返りますと、初当選されました頃は、何も構わず、活発なる意見や質問等を発言してまいりました。また、何かと大変難しい事件、事故、諸問題もございましたが、下郷町町民のため、様々な課題に取り組んでまいりました。今後もこの町づくりのため、精いっぱい議員活動に専念してまいりたいと考えております。どうか今後とも温かいご指導とご支援をお願いいたしまして、御礼の言葉を申し上げます。誠にありがとうございました。

○議会事務局長（渡部清一君） 以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤盛雄君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、山名田久美子君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの10日間にしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月11日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長の施政方針及び提案理由の説明を行います。

町長から施政方針及び提案理由の説明を求める。なお、この際、町当局提案に係る
議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にお
かれましては年度末を迎え、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼を申し上
げます。

今定例会につきましては、議案21件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、
ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、ただいま表彰の伝達を受けられました星政征議員、猪股謙喜議員、小玉智和
副議長におかれましては、多年にわたり町村議會議員として地域の振興、発展に寄与さ
れたそのご功績が高く評価され、全国町村議會議長会表彰の栄に浴されましたこと、誠
におめでとうございます。衷心よりお祝いを申し上げます。

次に、かけがえのない多くの生命が失われ、未曾有の被害をもたらしました東日本大
震災の発生から、9年の歳月が流れようとしております。また、近年災害は激甚化、広
域化しており、昨年10月12日に上陸した台風19号は記録的な大雨となり、各地に甚大な
被害をもたらしました。今年に入り、1月17日に発生した枝松地内の住宅火災は、幸い
にも人的被害はありませんでしたが、被害を受けられた方々のご心労をお察し申し上げ
ます。ここに改めまして被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、今後とも
常日頃の備えに万全を期す所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い
を申し上げます。

さて、中国武漢市に端を発した新型コロナウイルスによる感染症は、いまだ感染拡大
が続き、経済への影響も危惧されているところであります。福島県においては、1月29日
に知事を本部長とする対策本部会議を開き、県民への感染者予防対策の周知や注意喚起
を強化するほか、検査採取などへの努力を医療機関に改めて求めることなどを確認し、
また同日には相談専用ダイヤルを開設しております。

本町におきましても1月31日に臨時の課長会議を開催し、チラシ全戸配布による予防
対策の周知や町公共施設への手指消毒剤の設置などその対策を講じてまいりましたが、

さらに2月27日には下郷町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、体制の強化を図ったところであります。

また、小中学校臨時休業につきましては、国の要請を受け、臨時校長会を開催するなど、その対応を協議し、本町においては3月4日から3月23日までの間、臨時休業することといたしましたので、保護者の方々をはじめ、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さらに、昨年から今年にかけて暖冬に伴う記録的な少雪が続き、地域経済の影響や水不足が懸念されております。今後予想される事態に備えるには全庁的な体制が必要と判断し、2月25日には副町長、教育長、各課等の長からなる令和元年から令和2年の冬季間の少雪に係る異常気象対策会議を設置し、現状を把握するとともに、その対策を検討するよう指示したところであります。今後もその推移を注視し、的確に判断してまいりたいと考えております。

それでは、提案理由の説明に先立ち、令和元年第4回定例会以降の社会情勢等の動向及び新年度に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年12月24日には、町と町内企業による意見交換会を役場会議室において開催いたしました。各企業の現状や課題をお聞きするとともに、町の企業支援策等についてご説明を申し上げ、意見交換を行ったところであります。今後とも皆様方の声に真摯に耳を傾け、町の産業活性化、ひいては町の振興、発展に努めてまいる所存であります。

年が明け、1月5日には、消防団員、婦人消防隊員、そして関係機関の皆様のご出席を賜り、下郷町消防団、下郷町婦人消防隊出初め式、無火災祈願祭が役場正庁において執り行われ、災害のない1年となることを願い、防災への誓いを新たにしたところであります。

明後日の3月4日には、消防長が行う消防団車両の無償貸与事業により、救助用資機材搭載車、消防ポンプ自動車1台が本庁に配備される予定となっており、機能別団員制度の導入等と併せ、地域防災の要である消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。なお、この無償貸与車両は下郷町消防団役場班に配備をし、これに伴いまして西東京市からご寄附をいただいた現有ポンプ自動車は経年による故障等から廃車することとしましたので、ご理解を賜りますとともに、西東京市の皆様には厚く御礼を申し上げます。

1月6日には、下郷町新春年始会が下郷ふれあいセンターにおいて開催されました。町、議会、教育委員会、農業委員会、商工会、会津よつば農業協同組合、森林組合、土地改良区、区長協議会、老人クラブ連合会の中の10団体が発起団体となり、開催したもので、出席された約130名の方々は町の飛躍と発展を願い、懇談を深められました。

1月20日、ふくしま満天堂グランプリ2019において、株式会社香精が製造する6次化商品が準グランプリを受賞されました。ふくしま満天堂は福島県の6次化産業化推進プロジェクトであり、関係者の皆様のたゆまぬ努力が実を結び、前身のふくしまおいしい大賞から数えると通算4度目の受賞ということです。その活躍が本町6次化市場の活性化及び拡大へつながるものとご期待を申し上げます。

2月6日、東北地方整備局道路事業の開通見通しにより、会津縦貫南道路湯野上バイパスは、令和7年度に全線開通する見込みであることが発表され、また2月18日には、国道118号（仮称）田代トンネル工事貫通式が執り行われたところであります。これら会津縦貫南道路の着実な整備は本町にとって大いに励みになるものであり、地域振興や周遊観光の活性化、救急医療の強化などにつながる道路であり、順調な事業の進捗を期待しております。

一方、総務省が公表した2019年住民基本台帳人口移動報告によりますと、埼玉、千葉、東京、神奈川の東京圏は、転入者が転出者を上回る転入超過が続き、本県を含む39都道府県が人口流出に当たる転出超過となり、一極集中が加速していることがうかがわれるものとなっております。これらの状況を踏まえ、道路網の整備に伴う事業効果を早急に発現し、その効果が町づくりに波及するよう各種振興策を展開するとともに、会津縦貫南道路の早期全線開通、そして栃木西部・会津南道路との早期の接続を議会の皆様とともに引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本町の冬の風物詩として定着しました大内宿雪まつり、なかやま雪月火が、実行委員会の皆様、そして地域の皆様のご努力のもと、それぞれ開催されたところであります。今期はまれに見る暖冬となり、大変心配をしておりましたが、皆様方の創意工夫により無事開催されましたことは、誠に喜ばしい限りでございます。この場をお借りしまして、皆様方のご協力に対し敬意を表しますとともに、今後ますますのご活躍をご期待申し上げます。

2月13日には、東京オリンピック聖火リレーの県内各町村の出発到着予定時刻が発表されたところであります。本町におきましてもその準備を加速し、聖火を歓迎するとともに、地域の魅力を大いに発信してまいりたいと考えております。

2月16日には、下郷ふれあいセンターにおいて、生涯学習、心の健康づくり合同講演会を開催いたしました。講演会では、ゴルゴ松本氏が、「命の授業」をテーマに講師を務められ、約250名の方々が聴講に訪れたところであります。

2月26日は、第4回目となる下郷町振興計画審議委員会が開催されたところであります。この計画は、本町における町づくりの基本となる最上位計画に位置づけられているものであり、議会の皆様をはじめ、計画策定にご尽力いただきました方々に厚く御礼を申し上げます。

それでは、計画の概要について説明申し上げます。初めに、計画の名称ですが、「振興計画」から「総合計画」に改め、第6次下郷町総合計画といたしました。

計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年次とする5か年とし、町づくりの基本的な考え方を「認め合い、支え合う」、「つながり、創造する」、「未来への責任を持つ」と整理をし、目指す将来像を「未来創生交流のまち下郷～つなぎ、育み、人づくりのまち～」を目指して定めたものであります。

また、本計画を基本として実施していく主な施策の成果を期待して令和6年度の主要指標を設定し、定住人口5,000人、世帯数を1,750世帯、就業者数を2,300人、そして交流

人口は第5次振興計画の目標値を継続し、年230万人としたところであります。

なお、詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げることとしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

2月28日には、下郷町防災会議を開催し、下郷町地域防災計画の修正案についてご意見をいただいたところであります。今回の見直しは、防災基本計画の修正や近年の災害の教訓を反映させるため、市町村地域防災計画の指針となる福島県地域防災計画の修正がなされたことから、本町においても県計画との整合性を図りつつ、風水害対策、要配慮者対策、文言の整理など所要の修正を行い、内容の充実強化に努めたものであります。

次に、国、県の動向でございますが、昨年12月20日に閣議決定された国の令和2年度予算案は、一般会計の総額は前年度比1.2%の増の102兆6,580億円と8年連続で過去最高を更新し、2年連続で100兆円の大台を超えたものとなっております。全世代型社会保障制度の構築に向け、消費増税分、増収分を活用し、高等教育の無償化、予防、健康づくりの取組など、医療、介護分野の充実を実施し、また財政支出13.2兆円規模の経済対策を実行するため、補正予算に加え、本予算で人事、特別の措置を計上し、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて個人消費や投資を切れ目なく下支えすることとしており、歳出改革の取組の継続と併せ、経済再生と財政健全化を擁立する予算としております。

また、福島県の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は1兆4,418億3,600万円で、前年度と比較して185億円、1.3%減少したものとなっております。復興創生期間の最終年度になる令和2年度は、本県の復興と地方創生を着実に前進させていく重要な1年と捉え、台風19号等による災害からの復旧と一日も早い生活、なりわいの再建に向けた取組を切れ目なく講じるとともに、これまでの挑戦を進化させ、未曾有の複合災害からの復興と福島ならではの地方創生を両輪で進めるための予算として編成し、福島を未来へつなぐ復興・創生予算と位置づけております。今後とも国、県の動向には十分留意し、行財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、本町の当初予算案でございますが、一般会計の予算規模は46億8,500万円としたところであります、前年度当初予算と比較し、1,200万円、0.3%減少したものとなっております。令和元年度においては、消費税率の改正や台風19号による被害が本町の財政運営に大きな影響をもたらし、特に災害対策費については令和2年度においても支出が見込まれ、また農林業分野への影響も懸念されるところであります。令和2年度の予算平成に当たりましてはこれらも踏まえ、持続可能な財政基盤の確立を念頭に第5次下郷町振興計画の継承とともに、第6次下郷町総合計画の指導に向け、取り組んだところであります。

また、制度改正としまして地方自治法施行規則の一部が改正され、本年4月1日より地方財務の歳出科目28節のうち7節の賃金が廃止となり、8節以降の節についてはその番号を繰り上げることとなっております。これに伴い、従来賃金から支払われていた費用でございますが、その性質等により分類し、報酬、報償費、役務費等へそれぞれ整理をしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、新たな総合計画の基本目標に沿って重点事業を説明申し上げます。基本目標の一つであります豊かな心を育む（教育文化）でございますが、全体では2億840万2,000円を計上しております。その内訳につきましては、小・中学校入学祝金支給事業、地域子育て支援センター事業など、子ども・子育て支援対策の充実関係予算に1億30万3,000円を、基礎学力向上事業、ＩＣＴ活用による学習環境整備事業など学力向上の推進関係予算に6,385万8,000円を、生涯学習推進事業、学校司書配置事業など生涯学習・芸術文化の推進関係予算に1,350万5,000円を、聖火リレー記念モニュメント作成事業、オリンピック・パラリンピック記念パークゴルフ大会補助金などスポーツの推進関係予算に369万7,000円を、大内宿保存整備事業、中ノ沢観音堂周辺整備事業など文化財の保存と活用関係予算に2,703万9,000円をそれぞれ配分したものであります。

2つ目の賑わいと産業の創出（活力創造）でございますが、全体では2億8,066万3,000円を計上しております。その内訳については、滞在コンテンツ充実・強化事業、下郷観光循環バスに係る地域創生総合支援事業など満足度の高い魅力ある観光地づくり関係予算に8,193万2,000円を、農林業機械等々購入貸付育成制度、農村集落基盤再編整備事業など農林業の振興関係予算に1億7,530万4,000円を、地域振興プレミアム商品券発行補助金、企業支援事業補助金など商工業の活性化関係予算に2,342万7,000円をそれぞれ配分したものであります。

3つ目の健やかな暮らし（健康福祉）でございますが、全体では2億3,907万6,000円を計上しております。その内訳につきましては、各種検診予防接種の負担軽減事業、健康ポイント事業など健康の保持増進関係予算に3,700万1,000円を、敬老祝金支給事業、高齢者タクシー助成事業など高齢者福祉の充実関係予算に2,807万3,000円を、地域生活支援事業、障害者自立支援給付費など障害者福祉の充実と地域福祉の増進関係予算に1億7,400万2,000円をそれぞれ配分したものであります。

4つ目の住みよいまち（生活環境）でございますが、全体では7億5,249万3,000円を計上しております。その内訳につきましては、社会資本整備総合対策金事業、道路メンテナンス事業など交通体系整備関係予算に5億283万9,000円を、ハザードマップ更新事業、ポンプ自動車整備事業など、安全・安心な地域づくりの推進関係予算に1億830万9,000円を、また住みよい生活環境づくりの推進関係予算として公営住宅建替事業、高齢者等除雪支援事業に合わせて1億3,437万2,000円を、水環境整備の推進関係予算として合併処理浄化槽設置整備事業補助金に697万3,000円をそれぞれ配分したものであります。

5つ目のまちづくり人づくり（協働推進）でございますが、全体では7,269万4,000円を計上しております。その内訳につきましては、新しいまちづくり関係予算として地域おこし協力隊・集落支援事業に903万6,000円を、行政運営関係予算として、次期システム構築事業、公共施設個別施設計画策定支援業務に合わせて6,132万7,000円を、財政運営関係予算として財務書類作成支援業務に233万1,000円をそれぞれ配分したものであります。

以上ご説明申し上げました各事業を令和2年度の重点事業として予算の編成をさせていただいたところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げます議案21件についてご説明を申し上げます。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。改正の概要でございますが、住居手当について手当額の上限を1,000円引き上げ、超過勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額について、その算定基準に寒冷地手当を加えるものであります。

議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取扱いに準じ、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第2号と同様に町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について及び議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についての2議案につきましては、民法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものであります。改正の概要でありますが、個人根保証契約の極度額の設定、保証人の請求により債務の履行状況に関する情報提供の義務、主なる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務、賃借物の一部滅失等による賃料の減額等など、民法の改正を受け、所要の整理を行うものであります。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度の創設等に伴い、現在特別職非常勤職員として位置づけられている社会教育指導員及び地域おこし協力隊の職員について、法改正の趣旨を踏まえ、その労働者性等を勘案し、会計年度任用職員制度へ移行するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について、議案第8号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について、議案第9号 下郷町町民体育館条例の一部を改正する条例の設定について、議案第10号 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定について、議案第11号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定について及び議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定についての6議案につきましては、消費税率の改正に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

消費税率の引上げに伴う本町の対応方針につきましては、令和元年第3回定例会でご説明申し上げましたとおり、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられる際には、その1年6か月後の平成27年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられる予定であったことから、本町においては平成26年4月からの使用料等の改正は見送り、消費税率が10%に引き上げられるに合わせ使用料等の改正を検討することとした経緯がございます。今般2度の延期を経て、昨年10月1日から消費税率が10%に引き上げられ

ることに伴い、本年4月から改定を原則として検討を重ね、ご提案申し上げます6議案につきましてはその使用料について消費税相当額を転嫁した額に改正し、ご負担をお願いするものであります。

議案第13号 町道の路線変更についてでございますが、中妻大百刈3号線、小松川原田3号線及び大松川和田入線の3路線について、道路改良事業に伴い、起点、終点等に移動が生じたため、町道を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ5,168万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億658万6,000円とするものであります。

歳入の主なるものについてご説明を申し上げます。町税の固定資産税につきましては、償却資産に係る収入見込額が増加したこと、また当初見込んでいた課税免除額が減少したこと等により、現年課税分を873万2,000円を増額し、軽自動車税につきましては環境性能割の収入見込額7万4,000円を計上するものであります。この環境性能割でありますが、昨年10月1日からの消費税率の引上げに伴い自動車取得税が廃止され、自動車税と軽自動車税に環境性能割が創設されたもので、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収は県が行い、市町村に払い込まれることとなっております。

使用料及び手数料でございますが、収入見込額を精査し、農林水産業費使用料ラウベ使用料を82万5,000円を増額し、総務費手数料の戸籍・住民票等交付手数料を104万4,000円減額するものであります。

国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、プレミアム商品券事業、本町においては思いやり商品券としておりましたが、その事業見込みにより、事務費補助金、事業費補助金に合わせて708万4,000円を減額し、土木費国庫補助金では事業費の確定等により、防災安全交付金事業国庫補助金を833万2,000円、公営住宅建替事業国庫補助金を1,056万円をそれぞれ減額するものであります。なお、防災安全交付金事業国庫補助金につきましては、事業費の確定等による減額と国の補正予算による湯野上橋大規模修繕事業に係る配分額を算入したものとなっております。

総務費国庫補助金につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務負担金に係る個人番号カード交付金事業費国庫補助金を78万9,000円を増額し、災害復旧費国庫補助金につきましては見込額の精査を行い、農業施設現年災害復旧費補助金を2,758万9,000円を増額し、林業施設現年災害復旧費補助金を829万9,000円を減額するものであります。

県支出金の衛生費県補助金につきましては、事業見込みにより、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金を85万2,000円を減額し、農林水産業費県補助金では担い手確保・経営強化支援補助金を872万5,000円を計上いたしております。この担い手確保・経営強化支援補助金につきましては、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し必要な農業機械、施設の導入を支援するもので、事業の採択を受け、計上するものであります。

寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、収入見込額を精査し、233万円増額をするもので、そのご厚意に添えるよう、有効に活用してまいりたいと考えております。

繰入金につきましては、事業費の確定等により各基金からの繰入額の整理を行うもので、繰入金全体では190万円の減額となっております。

諸収入の過年度収入では、平成30年度児童手当国庫負担金の追加交付額140万9,000円を計上し、雑入のプレミアム商品券販売収入につきましては、先ほど説明申し上げました思いやり商品券の事業見込みにより2,306万円を減額するものであります。

町債でございますが、事業の確定等により雪寒機械整備事業に係る過疎対策事業債を880万円を減額し、また先ほど説明申し上げました災害復旧費に係る国庫補助金の補正に伴い、町負担分の財源とする災害復旧事業債を3,280万円を減額するものであります。

次に、歳出の主なものでご説明申し上げます。議会費でございますが、議員期末手当につきましては議案第2号でご説明申し上げました支給月数の改正に伴い、その所要額15万4,000円を増額するものであります。

総務費でございますが、一般管理費では今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また議案第3号でご説明申し上げました特別職の期末手当に係る支給月数の改正に伴い、その所要額7万8,000円を増額するものであります。

企画費、交通対策費、諸費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものでありますが、諸費については平成30年度児童手当国庫負担金の精算に伴う償還金141万円を計上いたしております。

教育施設整備基金積立金につきましては、本会計の収入の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、積立金を1,000万円増額し、ふるさと応援基金積立金につきましては、歳入でご説明申し上げたとおり、積立額を233万円増額するものであります。

賦課徴収費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務負担金を78万9,000円増額するもので、歳入でご説明申し上げました個人番号カード交付事業費国庫補助金を充当するものであります。

民生費でございますが、社会福祉総務費につきましては今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また歳入でご説明申し上げました思いやり商品券の事業見込みによりプレミアム商品券事業関連予算の整理を行うもので、児童措置費では幼児教育の段階的無償化に伴うシステム改修委託料を78万4,000円を計上し、下郷保育所費につきましては今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行うものであります。

衛生費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行うものであります、環境衛生費の生活環境施設整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、積立金を1,000万円増額するもので、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、事業見込みにより248万2,000円を減額するもので、これらに伴い歳入では、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金、生活環境設備基金繰入金を整理いたしております。

農林水産業費でございますが、農業委員会費の委託料につきましては、農地情報公開

システムの整備に係る所要額37万4,000円を計上するもので、歳入ではこの財源として農業委員会補助金を同額計上いたしております。

農業振興費につきましては、事業費の確定等により、それぞれ予算の整理を行うものであります。担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては歳入で説明申し上げましたとおり、事業の採択を受け、歳入と同額の872万5,000円を計上いたしております。

市民農園費につきましては、ラウベ使用料の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものであります。

商工費につきましては、事業の確定等により、予算の整理を行うものであります。

土木費でございますが、同じく事業費の確定等により、予算の整理を行うものであります。橋梁維持費の工事請負費につきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、国の補正予算を受け、湯野上橋に係る事業費1,500万円を計上し、橋梁整備基金積立金につきましては、本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立金を1,000万円増額するものであります。

消防費につきましては、事業費の確定等により、予算の整理を行うものであります。

教育費でございますが、事務局費では今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また議案第3号でご説明申し上げました特別職の期末手当に係る支給月数の改正に伴い、その所要額を、3万3,000円を増額するものであります。

小学校費の学校管理費、教育振興費、中学校費の学校管理費、教育振興費につきましては、事業費の確定等により、予算の整理を行うものであります。

社会教育総務費につきましては、今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行うもので、文化財整備費の重機等借上げにつきましては、台風19号の影響による大内宿防災設備の取水不良を改善するため、144万1,000円を計上するものであります。

災害復旧費につきましては、歳入でご説明申し上げました国庫補助金、町債の変更に伴い、農業施設現年災害復旧費、林業施設現年災害復旧費について財源内訳の補正を行い、予備費により収支の調整を図るものであります。

次に、繰越明許費でございますが、担い手確保・経営強化支援事業、ため池廃止事業（成岡池）、橋梁補修事業（湯野上橋）、農林水産業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の5事業につきましては、事業の進捗状況等により、その完了が翌年度にわたる見込みとなったため、繰越明許費を設定し、令和2年度にまた繰り越すものであります。

議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ190万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,748万3,000円とするものであります。

歳入でございますが、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、交付決定を受け、保険税軽減分を167万2,000円、保険者支援分を71万9,000円それぞれ減額し、財政安定化支援事業繰入金につきましては、積算基礎確定による再算定により48万7,000円を増額するものであります。

歳出でございますが、総務費の一般管理費では特定個人情報データ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修委託料16万4,000円を計上し、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分につきましては、歳入予算の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものであります。

諸支出金は、特定健診等に係る平成30年度特別交付金の精算に伴う償還金2万7,000円計上し、予備費より収支の調整を図るものであります。

議案第16号から議案第21号までの6議案につきましては、当初予算でございます。

議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算でございますが、先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億8,500万円とするもので、前年度当初予算と比較し、1,200万円、0.3%減少したものとなっております。その概要を前年度当初予算と比較し、説明を申し上げます。

歳入でございますが、地方譲与税につきましては9,391万1,000円を計上し、森林環境譲与税の増などにより、前年度と比較しますと1,615万1,000円、20.8%増加したものとなっております。

地方消費税交付金につきましては1億3,505万3,000円を計上し、県内市町村全体の概算交付金見込額の増により、前年度と比較しますと2,552万1,000円、23.3%増加したものとなっております。

地方交付税につきましては、地方交付税、特別交付税合わせて16億3,000万円を見込み、前年度と比較しますと5,000万円、3.2%増加したものとなっております。

使用料につきましては4,173万8,000円を計上し、前年度と比較しますと1,959万7,000円、32.0%減少したものとなっておりますが、これは昨年10月1日からの幼児教育・保育の無償化に伴うものであります。

県支出金につきましては2億3,147万3,000円を計上し、参議院議員通常選挙委託金、福島県議会議員一般選挙委託金の減などにより、前年度と比較しますと1,617万2,000円、6.5%減少したものとなっております。

繰入金につきましては全体で5億2,718万2,000円を計上し、前年度と比較しますと3,548万円、6.3%減少したものとなっております。基金繰入金につきましては、橋梁整備基金、復興基金などからの繰入れは増加したものの、財政調整基金からの繰入れは抑制を図ったことから、5億2,670万円を計上し、前年度と比較しますと3,500万円、6.2%減少したものとなっております。

地方債については4億860万円を計上し、公営住宅建設事業債、緊急防災・減災事業債の減などにより、前年度と比較していきますと2,580万円、5.9%減少したものとなっております。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては9億3,651万2,000円を計上し、前年度と比較しますと1億5,222万8,000円、19.4%増加したものとなっております。その大きな要因としましては、本年4月1日からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、これまで賃金に計上した経費をその性質から分離し、報酬に整理したことによるものであります。

物件費につきましては7億1,618万7,000円を計上し、システム移行手数料など増加の要因があるものの、人件費でもご説明申し上げました会計年度任用職員制度の導入に伴う物件費から人件費の分類替えにより、前年度と比較しますと5,251万1,000円、6.8%減少したものとなっております。

扶助費につきましては2億7,748万9,000円を計上し、障害者自立支援医療費給付費などの増により、前年度と比較しますと1,102万円、4.1%増加したものとなっております。

補助費等につきましては9億1,226万5,000円を計上し、南会津町地方広域市町村圏組合負担金の減などにより、前年度と比較しますと1億4,365万2,000円、13.6%減少したものとなっております。なお、新消防庁舎建設事業につきましては、事業の最終年度となる令和2年度におきましては、旧庁舎をアスベスト除去後に解体し、訓練棟・一般車両車庫等建設工事を行い、本年12月に竣工予定となっておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

普通建設事業費につきましては8億958万1,000円を計上し、農村集落基盤再編整備事業負担金、湯野上橋橋梁補修工事など増加の要因があるものの、除雪機械購入費、公営住宅建替工事に係る事業費の減などにより、前年度と比較しますと3,883万7,000円、4.6%減少したものとなっております。

災害復旧費につきましては2,921万1,000円を計上し、台風19号による災害復旧工事請負費の増などにより、前年度と比較しますと1,724万5,000円、144.1%増加したものとなっております。

積立金につきましては5,335万1,000円を計上し、過疎対策基金積立金、森林環境譲与税基金積立金などの増により、前年度と比較しますと2,622万7,000円、96.7%増加したものとなっております。

繰出金につきましては各特別会計の繰出金でございますが、3億7,110万6,000円を計上し、介護保険特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金などの増により、前年度と比較しますと1,653万9,000円、4.7%増加したものとなっております。

議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,296万4,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し3,232万6,000円、3.9%減少したものとなっております。

議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,658万3,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し、1,089万1,000円、14.4%増加したものとなっております。

議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,122万6,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し1,174万5,000円、1.3%増加したものとなっております。

議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,003万7,000円とするものであります。前年度当初予算と比較し、1,309万7,000円、6.7%増加したものとなっております。

議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算でございますが、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ3,112万5,000円とするものであります。前年度当初と比較し、490万8,000円、18.7%増加したものとなっております。

以上、議案21件の概要についてご説明申し上げました。慎重な審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

発言の訂正について

○議長（佐藤盛雄君） 町長より発言を求められています。

町長、星學君。

○町長（星學君） 総合計画の生活環境の全体の事業につきまして、「社会資本整備総合交付金事業」を「対策金事業」と読んでしまいましたので、訂正方お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ただいまより休憩します。（午前11時13分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時20分）

日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤盛雄君） 次に、日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号を会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議

○議長（佐藤盛雄君） 日程第5、議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第1号 予算特別委員会の設置に関する決議の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

ただいま予算特別委員会の設置に関する決議が可決されましたので、予算特別委員会委員の選任について、議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算、議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算、議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算、議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算、休会の件の8件を去る2月27日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

(資料配付)

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 予算特別委員会委員の選任について

○議長（佐藤盛雄君） 追加日程第1、予算特別委員会委員の選任についての件を議題とします。

お諮りします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員全員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は議長を除く議員全員を選任することに決定しました。

暫時休議し、予算特別委員会の構成等をご協議願いたいと存じますので、予算特別委員会の委員の方々は302会議室にご参集願います。

暫時休憩いたします。（午前11時25分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時34分）

予算特別委員会の構成等をご協議願いましたところ、委員会条例第6条第2項の規定に基づき、正副委員長が互選されましたので、議会事務局長より報告を願います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一君） それでは、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に小椋淑孝君、副委員長に湯田健二君が選出されましたことをご報告申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 予算特別委員会の構成は、さよう決定いたしました。

追加日程第2 議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算

追加日程第3 議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算

追加日程第4 議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

追加日程第5 議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算

追加日程第6 議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

追加日程第7 議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（佐藤盛雄君） この際、追加日程第2、議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算から追加日程第7、議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案につきましては、会期中に予算特別委員会に付託され、詳細なる説明を受ける予定でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ただいま議案説明の省略が決定され、議案の質疑についても予算特別委員会に付託の後、詳細に行いますので、これから質疑は先ほど町長が行いました提案理由の説明の内容について行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第37条第1項の規定により、議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算から議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算から議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を予算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

追加日程第8 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 追加日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。3月3日及び4日は議案思考のため、3月7日は土曜日のため、3月8日は日曜日のため、3月9日及び10日は委員会審査のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、3月3日から3月4日、3月7日から3月10日までの合わせて6日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は3月5日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。（午前11時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月2日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和2年3月2日			
本会議の会期	令和2年3月2日から3月11日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年3月5日 午前10時00分		議長 佐藤盛雄
	散会	令和2年3月5日 午前11時10分		議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健二	10番 山名田 久美子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學 参事兼総務課長 室井 哲 税務課長兼会計管理者 只浦 孝行 参事兼健康福祉課長 星 修二 建設課長 猪股 朋弘 教育次長 湯田 浩光 代表監査委員 渡部 正晴	副町長 玉川 一郎 総合政策課長 玉川 武之 町民課長 弓田 昌彦 農林課長 湯田 英幸 教育委員会教育長 星 敏惠 農業委員会事務局長 渡部 浩市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一 書記 芳賀沼 崇正	書記 室井 徳人		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第1回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和2年3月5日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

提出の陳情

追加日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時0分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） おはようございます。私から大きく3つ質問させていただきます。

1つ目は、魅力あふれる教育ビジョンについてであります。ジイゴ坂の映画監督、安孫子さんの話題作であります「奇跡の小学校の物語」、昨年いろんなところで上映されました。町長さんは鑑賞されたと私は伺っております。「5年以内に複式学級が解消できなければ廃校にします」と行政から宣告された小学校が、地域住民や行政と一緒に再生を図り、児童数の増加によって廃止の危機を乗り越えたという実話を基にしたドキュメンタリードラマです。そこには壮大な教育ビジョンがあったと私は思っています。それは、自分たちの学校を何とか残していくたいという地域の方々の熱意と、小さな学校だからこそできる教育があるはずだという熱い思いがあったから乗り越えられた、そういうふうに私は捉えております。

そこで、3つの質問をさせていただきます。1つは、この映画を鑑賞されたの町長さんの率直な感想をお聞かせいただきたい。

2つ目は、一般質問でも何度も小学校統合の問題について問わされてきましたが、町長から今後に向けた明快な構想、ビジョンが示されていなかったように私は思います。様々な機会を通して保育所の保護者とか小学校の保護者の声が町長に届いているはずです。ぜひ構想をお聞かせいただきたい。

3つ目、私はこの大きな課題について、統合ありきであってはならないと思っております。少子化対策のためにこれから下郷町の学校教育をどうしていくかが重要で、統合すればこれで解決では片づけられません。様々な課題解決に向けて、専門の大学の教育学者や先進校の校長先生のご助言をはじめ、地域の有識者、地域の先生方、保護者のご意見をいただけるような推進委員会などを立ち上げて、協議していくことがまずは急務であると思います。町長のお考えをお聞かせください。

大きな2つ目でございます。地方交付税の効果的運用についてであります。この交付税は、地方の固有財産、制限のない一般財源と言われるように、地方交付税は非常に使い勝手のいい、また我が町の予算の40%を占めるほどのありがたい財源です。それだけに偏った執行にならないよう、議会を通してチェック体制も重要になってきます。近年は、地方創生のための財源上乗せに向けて所得税や酒税の交付税率の見直しを図り、平

成27年度からはまち・ひと・しごと創生事業に国は1兆円を計上しています。

そこで、2つお尋ねします。まず1つ、交付税の算定項目として、地域の元気創造事業費、さらに人口減少等特別対策事業費が平成29年度に設けられたそうです。本町ではこのような事業に当たって、具体的にどのような予算計上になっているのか、ご説明いただきたいと思います。

また、2つ目として、本町でも過疎地域自立促進計画の中に、平成28年から令和2年までの具体的事業計画が立てられています。道路の整備や集落の維持支援事業等、課題山積の内容も盛り込まれております。ラスト1年、その達成率はどの程度と見込んでいますか。また、課題なども含めてお示しいただきたいと思います。

大きな柱3つ目です。お客様にとっての温かい窓口について。今年度から、養鱒公園内にある観光公社に旅行取扱い業務を兼ね備えた窓口ができました。それによって着地型、滞在型プランが積極的に図られています。しかし、あまりに観光案内の窓口としては離れ過ぎていて、幾らネット情報時代とはいえ、お客様と顔を合わせながら適切な情報を間近で提供できる利便性にこれら課題があるのではないかでしょうか。

そこで、2つお尋ねします。1つ、駅カフェや物産館の一角に移動して、臨時スタッフなどを増員するなど、充実を図ってはどうでしょうか。観光業で交流の町づくりを掲げている本町にとっては、検討の余地があると思いますが、どうでしょうか。

2つ目、また役場庁舎1階フロアの出納室隣の一角が非常に物置状態になっているようで、行政窓口としては入った感じがよくありません。相談コーナー、休憩コーナー、図書コーナーあるいは観光案内等、ホットなスペースとして検討されてはどうでしょうか。

以上、大きな柱3つ質問をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の魅力あふれる教育ビジョンについてでございますが、昨年1月、会津ジイゴ坂学舎で鑑賞いたしました廃校の危機に瀕した小学校を残そうとする地域住民が校長とともに児童を増やす取組を進め、結果的に廃校を回避した内容と記憶しております。地域コミュニティの大切さ、少人数教育の在り方、学校、地域、行政が一体となつた学校運営など、映画を通して魅力ある学校づくりの必要性を再認識したところであります。また、映画の中には、学校づくりだけではなく、今後の地域づくりにも参考となるシーンが多く、そこには地域が抱える様々な課題を解決するヒントが描かれており、共感を受けたというのが率直な感想です。

次に、小学校の統合について、保護者の声を反映した明快な構想やビジョンを示していただきたいというご質問ですが、これまでにも一般質問におきまして発言したとおり、学校の統廃合については本町の地理的な条件の中で、低学年児童の長距離通学、身体的負担あるいは保護者に係る経済的負担などを踏まえながら、保護者や地域など様々な方面からご意見を頂戴し、慎重に検討を重ねていかなければならないと考えております。

子供の出生率が少ないという根本的な問題がございますが、若者の定住促進、雇用創出、安心できる子育て環境の整備など、多方面において総合的な施策が必要であり、先進的な事例等を参考にしながら本町の施策を推進していかなければならないと考えております。

続きまして、学校の統合をはじめとする様々な問題について、学校長をはじめ地域の有識者や教職員、保護者等の意見を反映させるよう、推進委員会を立ち上げて協議することが必要ではないかというご質問についてであります。議員ご指摘のとおり、保護者や地域の有識者など、様々な方面からのご意見を頂戴しながら、統廃合のメリットやデメリットを検証する必要性は十分に認識しております。現在実施しているのは、教育委員会、教育委員と町部局で構成される総合教育会議を年3回、PTA役員との懇談会を年1回行っております。要望活動への対応、小学校の統廃合あるいは複式学級解消に向けた取組など、様々な課題について協議を行っております。統廃合問題だけではなく、複式学級の問題についても、複式であるかないかにかかわらず、教員と子供がいかに向かい、それを家庭と地域がどうサポートしていくのか、そこに教育の本質があるものと考えているところであります。

次に、大きな2点目の地方交付税の効果的運用についてでございますが、地方交付税につきましてはどの地域でも一定の行政サービスを提供するために要する経費に対し税収等の財源が不足する団体へ、その不足額を補うために一般財源として交付されるものであり、補助金のように使途を拘束する特定財源とは異なるものでございます。

初めに、第1点目の質問でありますが、地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費につきましては、それぞれ地域経済活性化の取組、人口減少対策等の取組に要する経費として、消防費や土木費などと同様に基準財政需要額の項目の一つとして算定されているものであります。人口減少等の問題を抱える各地方自治体においては、交付税の算定にかかわらず、それぞれ独自の政策を掲げて事業を展開しております。本町の令和2年度一般会計予算（案）につきましては、第6次総合計画に沿った重点事業の予算を15億5,332万8,000円計上しましたが、それらの事業の多くは地域経済活性化や人口減少対策に資するものと考えております。したがいまして、本町における地域の元気創造事業費及び人口減少等特別対策事業費につきましては、特に重点事業に掲げられていた項目に充てられる一般財源の一部に相当するものと捉えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、過疎地域自立促進計画についてでございますが、まずご承知のとおり、過疎地域自立促進計画につきましては、人口減少に伴う地域社会の低下や生産機能及び生活環境の整備等、ほかの地域に比較して低位にある地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するために策定するものであります。本町におきましても、平成22年度に過疎地域の再指定を受けて、新たな過疎計画を策定いたしました。その後、東日本大震災の影響などを踏まえて、平成24年6月の一部法改正により、執行期限が令和2年度まで延長されることとなり、これらに併せて町でも平成27年度に見直しを実施し、これまで各種事業を実施しております。現在の過疎計画には、産業の振興や生活環境の整備など、大

きく分けまして9つの分野に64の事業が盛り込まれており、これまで42の事業を実施しております。さらに、令和2年度においても新たに2事業、町道落合左走線改良事業、広域消防車両の更新事業を実施する予定となっておりまして、達成率につきましては68.8%を見込んでおります。課題につきましては、過疎計画策定のメリットでもある過疎計画による事業を実施する場合は、過疎対策事業債の借入れと交付税措置がありますが、過疎対策事業債においては全国の過疎地域から国の地方債計画を上回る起債の要望があった場合は要望どおりの起債が受けられないなど、町財政の確保について不安定もございますこと、さらには交付税措置があるとはいえた借入れに変わりはございませんので、特殊の財政状況などを十分に考慮し、起債する必要がございます。そのため、町の各種事業の実施に当たっては財政状況等を勘案し、事業を選定しておりますので、計画どおり実施できない事業があるのも事実でございます。また、現行の时限立法としての過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えるため、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法の制定に向けて町としても強く働きかけを行っていきたいと思います。

次に、3つ目のお客様にとっての温かい窓口についてでございますが、下郷町観光公社の着地型推進部門を駅カフェや物産館に移動し、臨時スタッフを設置するなどの充実化を図ってはどうかについてのご質問でございますが、議員ご存じのとおり、平成30年度から一般財団法人下郷町観光公社で着地型推進部門として新たな部門を設け、さらに平成31年度からは旅行業を登録し、旅行業業務を展開しております。平成30年度には産業課、現総合政策課の商工観光係に観光公社職員が在籍しておりました。本年度からは、町の観光施設である養鱒公園内の観光公社事務所で着地型推進の事業の事務を行っているところでございます。ご質問にあります会津下郷駅の駅カフェや町物産館につきましては、観光公社において管理運営をしておりますので、観光案内の窓口としての機能は有しているものと思っております。しかしながら、着地型事業を含めた観光公社事業の推進に当たりまして、運営場所の見直し等につきましては既存の施設活用や町の観光事業全般の推進を考慮しながら、観光公社内での十分な検討が必要になってまいります。町といたしましても、今後とも町観光公社事業の運営につきましては、情報を共有しながら協議、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

次に、役場庁舎1階フロアに関する質問でございますが、このスペースは現在文書の收受及び発送などのスペースとして利用しております。議員ご指摘のとおり、町民の皆様をはじめ、多くの来場者を最初に迎える行政窓口でもありますので、有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1つ目なのですけれども、町長さんが答弁された非常に大事なキーワードとし

て、学校づくりは町づくりであるという、この映画を通しても学んだ。町長さんの町づくりもそういうところを大事にしているのかなというふうに思っております。ぜひ学校づくりというエリアだけではなくて、これは非常に大きな問題で、地域をつくると、地域、少子高齢という大きな課題もよっています。そういう意味でも、活性化のためにもやはり町づくりの大きな柱になるのかなと。

今回総合計画が出されて、私も審議のほうで参加させてもらいました。大変すばらしいものができたなというふうに思っています。自分たちの力で、前回は、5年前はいろんな業者の力を借りたという話も聞いております。今回は本当に少ないスタッフの中でつくられた。その中に学校教育が1番目に挙がっているのですね、今回。驚きましたというか、教育文化という項目で、今までこれ4番目あたりにあって、前のほうに産業関係が出たり、そんなことだったのですけれども、見比べてもらうと住民の方もそれは気づかれるのだと思いますけれども、教育文化が最初に来たというのは、町長の熱い思いもそこには入っているだろうというふうに思っています。

そこで教育に、その中で見ても教育、統合という言葉がやっぱり出てこないです。私は、それはそれでいいと思うのです。適正化という、学校規模の適正化、少子化に対応した教育の在り方、これで私もいいかなというふうに思います。それを今度の新しい総合計画の中に組み込んで予算化していくと。私映画は実際見なかつたのですけれども、いろいろ資料を探るとやはり画期的に地域、行政も、行政が一方的に統合、複式解消しなかつたらやるよという、そういう通告だけではなく、自分たちも地域に入って何とか子供を増やそうという、そういう関わり方をしているというふうにとても心を打たれまして、どういう学校なのだろうとこれ見に行きたいくらいなのですけれども、こういう四、五年かけてつくられたのだと思います。この学校は城山西小学校という、具体的に言うとそういう学校だったと思うのですけれども、会話科というのを設けたのです。来年からすごい英語教育が入ってきました。田舎だから英語はいいだろうという発想ないわけではないのですけれども、今とても英語なくしてはいろいろ仕事していく上で、特にここ観光地でもありますので、大事にしなければならないことかなと。英語をしゃべるというよりは、国際化の知識をやっぱり得ていくことだと思うのです、子供たちに。そういう面で、会話科という国語教育と英語教育をとっても光を当てたと。そういうのに光を当てて学校にしていこうという、そういう構想があったようです。

それから、地域や農業をやっていますので、食の体験という、そういう教育活動の中で、喜多方でもやっていますけれども、そういうような活動も取り入れて、さらには一流講師をいっぱいお呼びして、そういうふうな特色ある学校を出そうとしているのです。ですから、そういう意味では実は複式という、複式をどうするという会議今進められているのですけれども、もっと特色ある教育を、下郷町の教育を、学校教育をやっぱり発信すべきであろうと。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君に申し上げますけれども、通告の趣旨に沿った質問に修正をお願いいたします。

○2番（玉川邦夫君） 私は趣旨に沿った話だと。最後まで聞いてもらわないと困ります

けれども、結局そういうことで、ここにも推進委員会というのを設立、もう急務であると言いましたけれども、そういう意味での会議を開いていただきたい。それが下郷町を発信していく先ほど言った町づくりにつながることにもなるかなというふうに思いますので、特色ある学校づくりについてやはりこの会議で私3つ目の発言しましたけれども、統合ありきでない、これからどういう学校を造っていくかというところをひとつ十分に話し合う委員会のようなものを立ち上げていただきたいと。そうでないと、私はなかなか統合問題で終わってしまいそうなのです。あとは、少なくなったのだから統合をいつやるかと。今回もやっぱり町長からは推進のそのビジョン、気持ちは出ましたけれども、やっぱりビジョンというの、構想というのは何年ぐらいまでとか、そういうところまでを具体的にやはり示してもらわないと、考えているよ、町は考えているよと、我々は地域からいろいろ言われても、町考えているのだからと、大丈夫だと、これで終わってしまうのです。その辺をもう少し具体的に欲しかったと思っています。

あと、地方交付税について。1番目のところは、私もなかなか具体的にはどういう事業にということは勉強しても分からなかつたのですけれども、その町々の独自の計画に基づいてされていると。なるほどなというふうに思っております。

2番目なのですけれども、2番目に言いました過疎地域自立促進計画、この冊子は住民には行っているかどうか分かりませんが、令和2年まで目標がしっかりと載っています。具体的に申し上げますと、産業の振興については企業誘致や起業の促進、項目は挙がっております。交通体系では、実は塩生の第2号線、どういうふうにするのかなというちょっと構想を示されたときあったのですけれども、あるいは福祉では放課後の児童館を小学校に設置する、これは今進んでいると思いますけれども、今地域に学校だけではなくて、沢田地区に子どもデイサービスしもごうということができました。町長はご存じだと思うのですけれども、社会福祉関係、合同会社として立ち上がって、1月からスタート。私ちょっと見学してきました。こういうふうに地域も放課後の受入れ、しかもしょっと障害を持たれた小学生から高校生を対象にしたものが地域に立ち上がっている。ぜひこういうのを後押しするような行政であってほしいなというふうに思っております。

それから、集落の整備、定住促進という項目もありました。これは公営住宅ではなくて、若者をよそから定住させる、そういう住宅だろうというふうに思いますけれども、木造建て2階12戸2棟。私、塩生地区、あそこにも土地は町のもありますけれども、一向に進んでいないと。ある町民に聞いたら、若者西郷とか逆に若松から、下郷から通勤30分、下郷から通勤40分のところにすばらしいハウスが建つぞと、下郷にと。逆に企業持ってくるのは大変だと。そういう住民、若衆も含めて呼び込めるような宅地造成とモデルハウス的なものを建てられるほうがいいのかな、そういう整備についてもこの計画には載っています。先ほど達成率68%というお話を聞きました。これからその辺は切り捨てるのではなくて、ぜひこの計画を継続してもらうことが大事かなというふうに思っております。

あと教育振興の中には、公民館施設事業整備というのも載っていました。公民館というのは、正確にやると湯野上のあちらだというのですけれども、どうやらこの中身見る

と公民館、文蔵記念館も少し視野には入れていらっしゃるような、これも公民館の一部としてなのが、その辺は正確に私は分かりませんけれども、公民館施設あるいは文蔵記念館の町の図書館として使っているところの充実なんていう項目も載っておりました。私は、期待したいなというふうに思っております。

最後に、ぜひ検討してください、検討の余地ありということで回答いただきました。やはりあのフロアに入って変です、やっぱり。物置になっていますから。物置という言い方ではないですね。あの本当文書の、いっぱい山積みされた文書を、回覧文書などあそこから発送するのだと思いますけれども、もったいないスペースだなと。ただ、固定された備付けのちょっとテーブルだったりするので、難しいのだろうと思いますけれども、ぜひ有効な、入ったときの受付窓口としてふさわしい何か持ってきていただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求める。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思いますが、魅力あふれる教育ビジョンについての再質問でございまして、大変邦夫議員が前職であられた頃のお話を含めながらの再質問であったかなと思いますけれども、学校づくりばかりではなくて、町づくりと絡めて学校教育をやってくださいというようなことでしたが、そのとおりでございまして、私も行政を担当していたときにも教育委員会の学校教育係もやっていましたので、そのところは十分に承知していると思いますので、そういうつもりでこれからもやっていきたいと。まずは、教育委員会の組織の中でどのようにしてやっていくかということをお話しすると、総合教育会議でお話ししていただければと、こう思います。

それから、複式学校やら学校の統合の問題については、先ほど答弁を申し上げましたように、統廃合のメリット、デメリットを検証する必要性は十分認識していると思いますので、それらを踏まえながら今後推進委員会ということではなくて、それに代わるものとの言葉を用いて検討することはやぶさかではないと、こう思っております。

それから、次の地方交付税及び過疎地域自立促進計画でございますが、地方交付税については先ほど第1回目の答弁で申し上げましたとおり、要するに税収が足りない分を国で補うのが地方交付税でございます。ですから、その交付税の使途については拘束されるものではないので、各年各年においての事業についてそれを充當していくことになろうかと思います。過疎地域自立促進計画でございますが、過疎計画につきましては24年のときに一部改正によって令和2年までの延長がなされました。当然その過疎計画の自立促進計画については28年度から32年までございまして、自立促進計画を立てたわけでございます。これに基づいて今まで実施してきたわけです。その実施率が68.8%でございますので、これに基づいて令和3年までの事業は推進しなければならない。ただし、今1回目で答弁したように、全部出せばそれが過疎債に当てはまるのかでなくて、国の自治体、その全国の自治体が過疎債、過疎債と、過疎法に適合している自

治体であればそうです。その人たちが、その自治体がその過疎債を利用すると、その配分があるのです。ですから、1年前に申し込むとか計画的に申し込んで、変更ある場合はその都度変更させていただいているので、よろしくご理解いただきたいと思います。達成率については、極力努力していきたいと思っております。

次に、3番目のお客様にとっての温かい窓口についてでございますが、誠にそのとおりでございますので、ぜひ役場のスペースについては広く来庁者を最初に迎える窓口でございますので、利用活用については今後、十分に協議しながら進めていきたいと思いますが、この庁舎ができたときには今の、整理されていくかどうかは私も見て分かりますけれども、あのときにもやはりそういう対応の仕方の配置でしたので、それから管財課とこの企画が分かれて同じ係が2つできて、それから総務係が3つできましたので、それが一本化されたので、また同じ最初の計画どおりの配置になっております、役場の配置計画について。総合政策課に企画のほうが行きましたので、その分がスペースが窓口の部分の一部分だと思いますので、ご理解いただけるかと思います。

それから、観光推進をするための観光窓口というのも今後やはり検討していかなければならぬ大切な一つでございますので、ぜひ議員さんへも協力をお願いして、そういう左走ばかりでなく、いろいろなところを構想する計画をこれから協議していきたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） ありません。ありがとうございました。

○議長（佐藤盛雄君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。

町内の小学校3校で、4月の新年度より2年生、3年生が複式学級の授業が始まります。人数が少なくても仕方のないことです。ですが、複式学級を経験したことのない親御さんの方々から、不安や今後のことを心配しているといった声があるのは事実です。他町村も同じですが、少子化に歯止めがかからない現状では、今後の施策を考えいくのも難しいとは思いますが、今のうちから何かしらの対策を協議していかなくては、いざというときに間に合わなくなってしまうのではないかと考えられます。

以前、子を持つ親御さんの方々から、今後に向けて意見集約を行うべきではないかと質問しましたが、聞き取り調査などは行ったのでしょうか。実施されたのであれば、回答をお願いします。していなければ、どうしてやらないのかの理由をお聞かせください。

この1点ご質問しますので、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏惠君。

○教育長（星敏惠君） 私から、6番、小椋淑孝議員の質問にお答えさせていただきます。

小学校統合についてでございますが、今後に向けての意見集約という面で、親御さんの方々からの聞き取り調査などは行ったのでしょうかというご質問でございますが、こ

れにつきましては昨年、令和元年の6月の21日から6月の28日にかけまして、町内保育所及び小学校の保護者意識調査というものを実施させていただきました。調査の目的は、町内小学校の今後の在り方について、適正な学校規模や少人数教育に関する検討資料として実施させていただきました。

調査は、町内保育所及び小学校に通うお子様の保護者全222世帯を対象に実施しまして、137世帯から回答いただき、集計をいたしました。回収率につきましては、61.7%となっております。代表的な回答事例を幾つかご紹介させていただきますと、今の人数で6年間を学ぶことは適切かという質問に対しましては、適当であるが37%、適当でないが35%、分からぬが28%という結果でございました。また、適当であると回答した37%の中で一番多かった理由につきましては、子供の状況を把握しやすいという理由が29%ございました。一方、適当でないと回答した35%の中で一番多かった理由につきましては、運動会等学校行事に支障を来すという理由が全体の32%でございました。さらに、通園、通学時間の許容範囲についての質問につきましては、71%の回答が30分以内であれば許容できるという結果になりました。これらの調査結果は、教育委員会の定例会や町部局を含めた総合教育会議、各学校長、そしてPTA会長へ情報を提供し、協議を進めているところでございます。

また、この調査の結果から現段階で読み取れるものといたしましては、保護者の意識が拮抗しており、分からぬという回答も3割近くございましたことから、今後数年間の児童生徒の見通しを広く保護者へ周知、子供たちにとりまして最もよい学校教育の在り方についてさらなる議論を深める必要があるのかなというふうに考えております。20年後の未来を羽ばたく人材が今ここにいるということを深く認識しながら学校教育の環境の整備に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、小椋議員の質問にお答えさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

意見集約やつていただいてありがとうございます。この回答を聞きまして、本当に保護者の皆さん回答が拮抗しているなというのは正直私も感じましたし、いずれにしましても子供たちがやはり少なくなっているのは事実でございます。その子供たち、やはり未来のためには学校で教育をしっかりとしていかなくてはならない。

それで、町を挙げて子供たちのために何かしらやっぱりやっていかなくてはいけない。その辺でやはり人数が少ないと競争心というものが薄れてしまうのかなというのが一番危惧しています。実際今中学校でも二クラス、今年度になると学年人数が少ないので一クラスになってしまというのも聞きましたので、学年でやはり一クラスになってしまふと、小学校は各小学校人数が少ないので、3つあって、中学校に来て1つになる。その中でも、今回は1学年一クラスになつてしまふというので、やはり一クラスでは競争心が、中にいる人間だけになつてしまふので、その辺は他の学校との連携、そういうのも含めまして、いろんな交流関係なども考えていかなくてはいけないのかな

というふうには思っております。

それで統合するにしろ、しないにしろ、やはり保護者の皆さんのお意見こういうふうな感じで出てきていますので、いずれにしましても町確かに枝線が多く、町内広うございます。通学30分までだったらしいという保護者の皆さんのお気持ちも分かります。ですが、今中学校が1つで、そこにみんな通っているわけです。その辺を踏まえますと、中学校今の場所でいいのかというのも考えられますが、小学校もその辺を確かに子供たちの負担にならない程度に考えていかなくてはいけないと思っています。その辺の今後、やはり町として子供たちのために通学補助等も行ってはおりますが、遠い将来やはりそういうふうな学校を一つに、ほかの町ですと義務教育学校というのも出来上がっているところもありますので、そういうお考えは今後検討していかなければならないと思うのですが、どのようにお考えでしょう。その質問だけよろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏惠君。

○教育長（星敏惠君） 今後ということで、少子化ということで全国的に進んでいるわけでございますが、我が町につきましても将来的に子供の数も増えてくると。そういう施策というのも先ほど町長からお話をございました。そういう中で、今回意識調査を実施した中で、いろんな様々な保護者、地域の方も含めながら、今後下郷町の教育はどうあるべきなのかということで、こういった意識調査を参考にしながらそういった次年度進めていければというふうに思っていますので、それが統合ありきの会議ではなく、下町全体の教育をどうするかということで今後進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再々質問というか、今回新型コロナウイルスで小中学校、高校全て休校になって、教育委員会の皆様にはご苦労かけていると思います。こういう不慮な事件、事故等があって子供たちも不安がっているところもありますので、どうしても子供たちのケアというのだけは、学校の先生方をはじめ、親御さんたちも大変な思いしていると思いますので、町としても教育委員会の皆さんには本当にご苦労かけていると思うのですが、カバーのほうをやっていただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問を行わせていただきます。それで、今回は1項目でございまして、災害避難所の性能不足及び国道の通行止めについて通告どおり行いますので、ひとつよろしく

お願いいいたします。

災害避難所の耐震性能不足及び国道の通行止めについて。さきの12月議会において、災害避難場所についてこの場で質問いたしました。災害は、どのような形で、いつ起こるか誰も分かりません。そのいつ起こるか分からない災害に備えるのが人々の課題と言えます。自然災害と隣り合わせに暮らす町民にとって、唯一の助け舟が安全、安心な町を目指す本町の役場機能だと思われます。

本町は、広範囲な居住地域を有し、また高齢化が顕著であります。有事の場合の避難所は、町指定の近隣避難所へ行くでしょう。そこがいきなり耐震性能不足で使用できなという事態が発生した場合、いかなる方法を町民は模索したらいいのかをお答えしていただきたいと思います。

各地域の集会場である一時避難所やその他全ての避難所、また福祉避難所（避難所を兼ねる）等の耐震基準は満たされているのか、お伺いしたいと思います。

12月議会での私は、湯野上体育館の施錠問題を質問いたしましたところ、湯野上体育館は耐震性能不足で使用不可能との答弁がありました。当局はその後何らかの形で体育館の使用ができない旨を地域町民または全町民に告知したのでしょうか。10月の災害から約5か月が経過しました。町民の不安を払拭できる答えをいただきたいと思います。

また、国道の通行止め解除に関しても、昨年の台風19号の際、国道118号線、会津若松方面は通行止め。しかし、同国道の南会津方面は通行可能でした。なぜ同じ国道で対応が違ったのか、お聞かせくださいませ。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

災害避難所の耐震性能不足及び国道の通行止めについてのご質問でございますが、まず初めに避難所が耐震性能不足で使用できないという事態が発生した場合の町民の避難方法というご質問でございますが、国、県の改正点と併せ、町民の皆様の安全な避難方法や避難場所を含め、現在町地域防災計画について見直しを実施しております。今後町民の安全、安心の確保を図るため、早めの自主避難の呼びかけや避難勧告等に心がけてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各地区の一時避難場所や指定避難所及び福祉避難所の耐震性能は満たされているのかでございますが、現在平成27年3月に策定しました町地域防災計画にあります一時集合場所、指定避難所については、全ての施設で耐震基準に適合している状況にありませんので、現在その見直しを進めているところでございます。なお、福祉避難所としている下郷ふれあいセンターについては、耐震基準に適合しております。

次に、町民体育館は耐震性能不足で避難所として使用できないことを周知したのかでございますが、現時点では周知までには至っておりませんが、今回の見直しに当たってはこれまでの下郷町防災会議の開催や各行政区長へ避難所等の新たな指定条件や避難所等の案について説明をし、ご意見をいただいており、その結果をまとめ、今年度中に町地

域防災計画の見直しが完了する予定でございます。見直しに当たっての町としての基本的な考え方は、土砂災害警戒区域等にある施設や町民体育館のような耐震性能が確保できない施設については、指定避難所から除外する考えでございます。なお、下郷町地域防災計画の見直しにより、令和2年度には下郷町ハザードマップの修正を予定しており、今回の指定避難所などの見直しを反映させた下郷町ハザードマップ改訂版を町民の皆様に配布し、理解していただくように考えております。

次に、台風19号時における国道118号の通行止めに関する対応でございますが、国、県道の通行規制は南会津建設事務所で所管しております。昨年の台風19号による町内の国道118号の通行規制箇所は、二川橋付近から会津若松方面に関する通行止めのことであると思われますが、これについては台風19号による連続雨量が120ミリを超過したため、実施されたところであります。これは、降雨による土砂崩れ等の危険性の高い異常気象時通行規制区間について行われたものでございます。町内における異常気象通行規制区間については、120ミリ以上で落石のおそれがある箇所として、国道で2か所、県道で4か所が規制区間となっております。なお、本町から南会津町方面についての121号については規制区間がないことから、雨量超過による通行規制は行われませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、地域の一時避難所、そういったところが耐震性能がなっていないと言われておりますけれども、平成27年にはこのハザードマップの中に町民体育館が避難所となっております。そこで、その以降にその検査をやったと思うのですけれども、それはいつ頃行って、そしてどこの業者で、見積りはどのくらいだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 1番、星輝夫議員の再質問にお答えいたします。

町民体育館の耐震診断につきましては、平成23年に診断業務を行っております。その業者についてですが、会津若松市の創宝設計事務所に、委託金額ですが、173万2,500円でお願いしております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） ただいまの答弁の中で、このハザードマップできた27年の3月、その前の耐震のあれで今回は不可能というか、退避場所に設けなかったのかなと思うのですけれども、それで私今回南会津郡にもそういった耐震性能を見る機関があります。そこでやはり見てもらって、そして地域住民の安全、安心のために早期着工、早期完成を目指してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 町民体育館の耐震は、今教育次長が答弁したとおりです。耐震を調査したということは、23年のときやっていただきました。その結果によると、要するに震度6強、7弱、要するに前回の23年度の震災のときの震度6の小、弱というのですか、それ以上、強でなければ、今の体育館については耐震基準はクリアしていないけれども、そのようなことにはならないであろうという判断はされたはずでございますので、それからどのようにするかについては、今後はやはり町民全体、議会全体、執行部と併せて、やっぱり公共施設の検討会、これをぜひ今、議会前に私も副町長に指示をしたところでございますが、公共事業の再検討、運営から、施設から、そういうところまでを含めまして府内で検討し、それを議員の皆様あるいは有識者の皆様とともに検討会を開いてやっていただくと、結論を出していただくということが必要ではないかと私は考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○1番（星輝夫君） 答弁本当にありがとうございます。

○議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情の件につきましては、3月2日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日3月6日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の2件につきましては、去る2月27日開催の議会運営委員会で協議された協議運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。

皆様のお手元に配付しております報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和2年3月2日。件名、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和2年3月2日。出席委員は、玉川邦夫君、星政征君、佐藤勤君、山名田久美子君、佐藤盛雄君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての件は、採択とすることに決定しました。

追加日程第2 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 追加日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日3月6日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日3月6日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は3月11日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長 (佐藤盛雄君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。 (午前11時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月5日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和2年第1回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和2年3月2日			
本会議の会期	令和2年3月2日から3月11日までの10日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和2年3月11日 午前10時00分		議長 佐藤盛雄
	閉会	令和2年3月11日 午後 0時02分		議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝夫 3番 室井 亜男 5番 湯田 純朗 7番 佐藤 勤 9番 湯田 健二 11番 小玉 智和	2番 玉川 邦夫 4番 星 政征 6番 小椋 淑孝 8番 猪股 謙喜 10番 山名田 久美子 12番 佐藤 盛雄		
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯田 健二		10番 山名田 久美子	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學 参事兼総務課長 室井 哲 税務課長兼会計管理者 只浦 孝行 参事兼健康福祉課長 星 修二 建設課長 猪股 朋弘 教育次長 湯田 浩光 代表監査委員 渡部 正晴	副町長 玉川 一郎 総合政策課長 玉川 武之 町民課長 弓田 昌彦 農林課長 湯田 英幸 教育委員会教育長 星 敏惠 農業委員会事務局長 渡部 浩市		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部 清一 書記 芳賀沼 崇正	書記 室井 徳人		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和2年第1回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和2年3月11日（水）午前10時開議

開 議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 下郷町町民体育館条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 町道の路線変更について |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 令和2年度下郷町一般会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 18 | 議案第 18号 | 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算
(予算特別委員会報告) |
| 日程第 19 | 議案第 19号 | 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算
(予算特別委員会報告) |

日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度下郷町簡易水道事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)

日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算
(予算特別委員会報告)

日程第 22 議員提出議案第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時0分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

1ページでございますが、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取扱いに準じ、職員の給与について改定をお願いするものであります。

改正の概要でございますが、住居手当について、手当額の上限を1,000円引き上げ、超過勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額について、その算定基礎に寒冷地手当を加えるものであります。

新旧対照表の1ページをお開きください。第10条の2の規定は住居手当に関する規定でありますが、同条第2項第1号のイ中、1万6,000円を1万7,000円に改めるもので、これにより手当額の上限が1,000円引き上げられることとなります。なお、この改正に係る所要額でございますが、年間7万2,000円を見込んでおります。

次に、第16条の改正でありますが、超過勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額について、その算定基礎に寒冷地手当を加えるものであります。

議案書の2ページにお戻りいただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、第10条の2第2項第1号のイ及び第16条につきまして今ほどご説明申し上げた内容で改め、附則でございますが、この条例、一部を改正する条例でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 手当の中で寒冷地手当をこの条例に加えるということですが、その理由をお聞かせください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 勤務1時間当たりの給与額の算出において寒冷地手当を加える理由でございますが、こちらは労働基準法に基づきまして割増し賃金の基礎となる賃金には家族手当、通勤手当、その他厚生労働省令で定める賃金は算入しないということとされてございます。今ほど申し上げましたその他厚生労働省令で定める賃金でございますが、こちらにつきましては住宅手当、臨時に支払われる賃金等が規定してございますが、寒冷地手当につきましては過去においては年に1回の支給でございましたが、現在におきましては毎年11月から翌年の3月まで5か月間にわたり支給されておりますことから、この寒冷地手当につきましてはこの支給されている期間につきまして勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たっては、これは算入すべきであるということでございましたので、今回一部条例をご提案させていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

3ページとなります。議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、県人事委員会勧告及び県の取扱いに準じ、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。第5条第2項中、100分の165を100分の167.5に改めるもので、これにより年間支給月数は0.05月分引き上げられることとなります。

改正後の附則第10項でございますが、令和元年12月期における期末手当の支給月数について、100分の167.5とあるのは100分の170とする特例措置を規定するものであります。

議案書の4ページにお戻りいただきまして、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第5条第2項中支給月数を改め、附則に令和元年12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則でございますが、施行期日等としまして、この条例は、一部を改正する条例でありますが、公布の日から施行し、附則第10項の規定は令和元年12月期における期末手当に関する特例措置でありますが、令和元年12月1日から適用するとしてあります。

なお、この改正に伴う所要額は15万4,000円を見込んでおりまして、今補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） この後、町長等の給与も出てくるのですが、こういうふうな議員とか町長の場合には特別職報酬等審議会というものにはかける必要なかったのだけか。その1点だけ。特別職報酬等審議会というのがあるわけですが、それにかける資料なかったのかどうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） お答えを申し上げます。

特別職報酬等審議会にこちら諮問する必要があったのかというご質問でございますが、特別職報酬等審議会におきましてはその所掌事項といたしまして、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ審議会の意見を聞くものとされてございますので、こちらは報酬、給料月額等の改正の際には諮問することになろうかと思いますが、期末手当につきましては諮問の対象外と考えてございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第3、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

5ページとなります。議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、議案第2号と同様に、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を改正するものであります。

新旧対照表の3ページをお開きいただきたいと思います。第4条中、100分の165を100分の167.5に改めるもので、これにより年間支給月数は0.05月分引き上げられることとなります。

改正後の附則第10項でございますが、令和元年12月期における期末手当の支給月数について、100分の167.5とあるのは100分の170とする特例措置を規定するものであります。

議案書の6ページにお戻りをいただきまして、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で第4条中支給月数を改め、附則に令和元年12月期における期末手当に関する特例措置を加え、改正附則でございますが、施行期日等としまして、この条例は、一部を改正する条例でありますが、公布の日から施行し、附則第10項の規定は令和元年12月期における期末手当に関する特例措置でありますが、令和元年12月1日から適用するとするものであります。

なお、この改正に伴う所要額は11万1,000円を見込み、同様に今補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について

日程第5 議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定
について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についての件及び日程第5、議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 私のほうより、議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について及び議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。議案書7から9ページと新旧対照表4から5ページでお願いいたします。今回の改正につきましては、令和2年4月1日に民法改正法が施行されることに伴い、公営住宅制度に関わるものとして追加、修正したものでございます。

初めに、議案書8ページの第10条の2、連帯保証人についてでございますが、現行条例では、第10条、住宅入居の手続において請書に関する連帯保証人の連署について規定されておりましたが、今回の民法改正法においては、個人根保証契約の債務保証に関する限度額の設定をする必要があること、保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務があること、債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務があることとしたことから、別に連帯保証人についての規定を設けることとなりました。また、連

帶保証に関する規定を設けたことで、従来の第10条第2項の連帶保証人に関する規定を削除し、第10条の2の中に規定しました。

続きまして、同ページ下から13行目の第15条、家賃の減免または徴収猶予についてでございますが、これにつきましては民法改正におきまして、賃借物の一部損失等による賃料の減額について規定されたことから、同2条の2項として追加することにしたものでございます。

次に、同ページの下から9行目、第16条、家賃の納付についてでございますが、先ほどの第10条の2で連帶保証人を規定したことに関連しまして、第10条の項の数が変わったことに関する改正でございます。

続きまして、同ページの下から8行目、第20条、修繕費用の負担についてですが、これにつきましては民法改正において賃借人による修繕についての規定がなされており、同第1項で規定する修繕箇所について入居者がその旨を報告し、協議することを同条第2項として追加いたしました。

なお、附則として、第10条の2第4項及び同条第5項の規定につきましては、施行日以降に提出された請書の保証債務について適用し、施行日以前の提出の請書に係る保証債務は従前の例によるものといたします。以上が議案第4号の説明でございます。

引き続き議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。議案書10から12ページと新旧対照表6ページでお願いいたします。

これにつきましては、議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についてと同様に、令和2年4月1日に民法改正法が施行されることに伴い、関連する条文について必要とする条文を追加したものでございます。

追加した条文については、下郷町営住宅管理条例の改正の条文のうち、町営住宅を特定公共賃貸住宅に変えた箇所以外は同じ文面でございます。

議案書11ページ及び新旧対照表6ページにおいて、第10条の2、連帶保証人については、議案第4号の第10条の2と同内容でございます。

次に、第15条、入居者負担額において第3項として追加する条文は、議案第4号の第15条、家賃の減免または徴収猶予の第2項として追加する条文と同文でございます。

次に、第18条、修繕の実施及び費用の負担において、第2項として追加する条文は、議案第4号の第20条、修繕費用の負担に第3項として追加する条文と同じ内容の条文でございます。

なお、附則についても、下郷町営住宅管理条例と同様に、施行日以後と以前での保証債務の適用についても明記いたしました。

以上が議案第5号の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これ議案第4号も5号も同じですけれども、この中で町営住宅管理条例の第10条の2項で、町長が特別の事情があると認める者についてはこの限りでない

と、連帯保証人が要らないと、これどっちも、議案第4号も5号も書いてあるのです。これはどういう方がそういうものに該当するのか。

それから、連帯保証人の債務の極度額は家賃の24か月と、こううたっていますけれども、これ想像つかないで、どこの住宅が何ぼだともし分かれば教えてください。

あとは、どちらも多分同じですけれども、当該特定公共賃貸住宅の家賃の一部を免除することができるという場合はどういう場合なのか、分かったら教えてください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの5番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

初めの特別の事情があると認める者に対してはこの限りではないというご質問でございますが……。すみません、先に別なほうからちょっとご説明させてください。

連帯保証人が保証する債務の限度額が家賃24か月分の額とするということに関しましてですけれども、こちらにつきましては国が提示しました資料がございまして、滞納に関する事務手続及び強制退去までの期間が最大16.7か月であろうという見込みの期間が設定されてございます。それも含みまして24か月、約2年間という形を取らせていただきました。

続きまして……ちなみに住宅ごとに金額を設定しているわけではございませんで、全住宅において2年間、24か月とさせております。

あと、免除に関する話なのですけれども、規則で定めてございます。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これ質問進まなくなりますので、後で結構ですから教えてください。

○建設課長（猪股朋弘君） はい、すみません。申し訳ありません。

○議長（佐藤盛雄君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今、建設課長言いましたけれども、民法に基づく公営住宅法が改正されましたので、町の条例を改正することになりましたので、その中身については後から報告させてますので、これで了解してください。お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 下郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 下郷町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第6、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

13ページでございます。議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、現在特別職非常勤職員として位置づけられている社会教育指導員及び地域おこし協力隊員の職について、法改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員制度へ移行するため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の7ページをお開きいただきたいと思います。別表第1の改正でございますが、この表中、社会教育指導員及び地域おこし協力隊員を削るものでございます。

議案書の14ページにお戻りをいただきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、今ほどご説明申し上げました内容で、別表第1、社会教育指導員及び地域おこし協力隊員の項を削り、附則でございますが、この条例は施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、質問いたします。

現在、この社会教育指導員と地域おこし協力隊員何名いらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えしたいと思います。

お話の中にありました地域おこし協力隊員、こちらにつきましては2名在籍しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 社会教育指導員の数でございますが、今現在2名おります。乙種が1名、甲種が1名でございます。

（「丙種」の声あり）

○教育次長（湯田浩光君） 失礼しました。丙種でした。

（「すみません、議長、今言い直しましたけど、教育次長が。正しいほうをちょっともう一度お願いします」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 大変失礼いたしました。

社会教育指導員ですが、現在2名でございます。乙種が1名、丙種が1名。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 議案第 8号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議案第 9号 下郷町町民体育館条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 10 議案第 10号 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定について

日程第11 議案第11号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定について

日程第12 議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第7、議案第7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件から、日程第12、議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定についてまでの6件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） それでは、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。議案第7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、消費税率が昨年10月に8%から10%に改正されたことに伴いまして、公共施設の使用料につきましても利用者負担の観点から消費税率の増額相当分を使用料に反映させるため、下郷町公園条例の一部を改正するものでございます。平成9年3月議会におきましても消費税率が3%から5%に改正された際、消費税率増額相当分を公共施設使用料に反映させる改正条例案を可決していただいた経緯がございます。使用料の見直しに当たりまして、今回の消費税率改定に合わせ、課長等で構成されます消費税率改正に伴う対応検討会で協議しました基本方針に基づき使用料を設定しております。

その改定につきまして基本的な方針についてですが、一律に現行の使用料等に対し5%相当額を増額することといたしました。その算出方法については、ルール計算といたしまして、現行の使用料等に対し1.05を除し、さらに1.1を乗じた金額とし、その際10円に満たない場合はこれを切り捨てるものといたしました。したがいまして、その金額が200円以下となる使用料につきましては、端数処理上据え置く形となっております。以上によりまして本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の16ページと新旧対照表の見開き、8ページ、9ページをお開きください。新旧対照表でご説明申し上げますと、左側の表が改正後、右側の表が改正前で、下線の箇所が今回改定する使用料となっております。

初めに、別表第1ですが、コミュニティビレッジ、こちらの施設はキャンプ場の管理棟の施設になります。町民の方は無料となりますが、町民以外の方の使用料につきましては冬期間が650円から680円に、その他の期間が320円から330円に改定するものでございます。同様に、町民以外の方の炊飯棟及びキャンプ場の使用料は、220円から230円に、町民以外の方の多目的芝生広場使用料は2,200円から2,300円に、町民以外のテニスコート及びゲートボール場使用料は350円から360円に改定を行うものです。なお、ゲートボール場につきましては、1日の場合1,750円から1,830円に改定を行うものでございます。

さらに、町民以外の方の野球場使用料につきましては900円から940円に、同じく町民以外の方のパークゴルフ場使用料は500円から520円に、同様に中学生以下は250円から260円にそれぞれ改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の17ページ及び新旧対照表の見開き10ページをお開きください。別表第2になります。こちらはコミュニティセンター関係になりますが、新旧対照表の改正前と改正後の表でご説明申し上げますと、アリーナの使用料につきましては体育使用、町民、個人から町民以外の個人まで変更はございません。町民以外の団体、10名以上の欄につきましては、時間の区分に応じて改正前1,300円から4,200円までを改正後は1,360円から4,400円に、また体育以外の非営利的使用では改正前3,700円から1万2,500円までを改正後3,870円から1万3,090円に、営利的使用では改正前1万2,500円から4万4,000円までを改正後1万3,090円から4万6,090円に、また会議室につきましても同様に改正前600円から2,300円までを改正後620円から2,400円に、ステージも同様に改正前550円から1,300円までを570円から1,360円に、放送設備につきましても同様に改正前700円から1,800円までを730円から1,880円にそれぞれ使用料の改定を行うものでございます。

続きまして、議案書の18ページ及び新旧対照表の見開き11ページを御覧ください。別表第3になります。野球場の照明施設になりますが、こちらは全点灯につきましては1時間当たり3,900円を1時間当たり4,080円に、また半点灯の場合は1時間当たり2,000円を1時間当たり2,090円にそれぞれ使用料の改定を行うものでございます。

続きまして、議案書の19ページ、それから20ページ、21ページ及び新旧対照表の見開き12ページを御覧ください。議案第8号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。公民館条例別表第2につきましても、公園条例同様のルール計算に基づき使用料の改定を行うものでございます。

新旧対照表の改正前と改正後の表でご説明申し上げますと、1階実習室につきましては冬期間600円とその他の期間450円を620円と470円に、同じく2階の和室（1）は800円と600円を830円と620円に、和室（2）も同様に650円と500円を680円と520円に、学習室（1）から（3）までは500円と350円を520円と360円に、また会議室と講義室は650円と500円を680円と520円にそれぞれ使用料の改定を行うものでございます。

議案書の21ページ、それから新旧対照表の13ページを御覧ください。こちらは備品の使用になりますが、同様に婚礼衣装松が3万2,500円から3万4,040円に、婚礼衣装竹が2万2,000円から2万3,040円に、婚礼衣装梅が1万1,000円から1万1,520円に、また登山用テントにつきましても6人用が650円から680円に、5人用が550円から570円にそれぞれ改定を行うものでございます。

続きまして、議案書の22ページ、23ページ及び新旧対照表の見開き14ページをお開きください。議案第9号 下郷町町民体育館条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。町民体育館条例別表につきましても、同じルール計算に基づき使用料の改定を行うものでございます。体育館の使用料につきましては、時間の区分に応じてコミュニティセンターと同様同じ料金体系となっております。

体育使用、町民、個人から町民以外の個人まで変更はございませんが、町民以外の団体、小学生20名以上の欄については時間の区分に応じて改正前1,300円から4,200円までを改正後は1,360円から4,400円に、また同様に体育以外の非営利的使用では改正前3,700円から1万2,500円までを改正後3,870円から1万3,090円に、営利的使用では改正前1万2,500円から4万4,000円までを改正後1万3,090円から4万6,090円に、またステージにつきましても同様に改正前550円から1,300円までを570円から1,360円に、放送設備につきましても同様に改正前700円から1,800円までを730円から1,880円にそれぞれ使用料の改定を行うものでございます。

続きまして、議案書の24ページ及び25ページ、新旧対照表の見開き15ページを御覧ください。議案第10号 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。武道場設置条例別表につきましても、同じく使用料の改定を行うものでございます。武道場の使用料につきましては、町民個人から町民以外の個人まで変更はございませんが、町民以外の団体20名以上につきましては1,050円から1,100円に改定を行うものでございます。

続きまして、議案書の26ページ及び27ページ、新旧対照表の見開き16ページをお開きください。議案第11号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例別表につきましても、同じくルール計算に基づき使用料の改定を行うものでございます。野球場につきましては1時間当たり2,600円を1時間当たり2,720円に、またソフトボールの場合は1時間当たり1,400円を1時間当たり1,460円にそれぞれ改定を行うものでございます。

最後になりました。議案書の28ページと29ページ及び新旧対照表の見開き17ページを御覧ください。議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。下郷ふれあいセンター設置条例別表につきましても、これまで同様同じルール計算に基づきまして使用料の改定を行うものでございます。

新旧対照表の改正前と改正後の表でご説明申し上げますと、1階ホールにつきましては冷暖房使用期間6,000円とその他の期間3,900円を6,280円と4,080円に、ステージも同様に2,800円と1,900円を2,930円と1,990円に、また和室につきましても同様に1,200円と1,000円を1,250円と1,040円に、また調理実習室は2,000円と1,600円を2,090円と1,670円に、さらに2階の農事健康相談室につきましても同様に900円と700円を940円と730円に、第1研修室は2,200円と1,700円を2,300円と1,780円に、第2研修室も1,300円と1,000円を1,360円と1,040円にそれぞれ改定を行うものでございます。

以上が今回提出しました改正内容でございます。

なお、この改正内容につきましては、当初予算においても所要について予算を計上しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1点だけ、1番の星ですけれども、質問させていただきます。

議案第9号の下郷町町民体育館の一部が改正になっておりますけれども、条例変わりますけれども、その隣にあります江川分館ですけれども、今回も同じく改正になるということでおろしいのでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 公民館条例の一部を改正する条例でございますが、現在の公民館につきましては旧江川分館が公民館となってございます。したがいまして、そちらの使用料について今回料金の改正を、使用料の改正を行うという内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 公民館条例で婚礼衣装なんていうのがこれ出てきているわけですが、懐かしい。いつこれ借りて、例えばしまっておくのもなかなか容易でないだろうと、こう思うのですが、時々洗濯屋さんもかけなければいけない、しょうのうあたりも入れなければならぬということで、なかなかこれ難しい保存状態だと私も思うのですが、いつも借りて、だんだんこういうふうなものがあまりにも使用なかつたらもう抹消するということもこれから検討課題の中にはやっぱり入れなければいけないのでないだろうと、このように思っておりますので、いつも借りたのか、この1点だけひとつお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 婚礼衣装ということで条例のほうには、公民館条例の中には残っているということで、これにつきましては今後次年度に条例の見直しということで検討をしていきたいなと思っています。

それで、婚礼衣装の最後に借りた年度でございますが、昭和60年に1件借りているということで、それ以後については借用はないというふうになっておりますので、今後条例につきましては次年度見直させてください。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これ公民館の中身ですけれども、私も公民館にいまして、あの奥昔江川分館と言って、今は公民館でしようけれども、あの中にずっと道具を置き去りにしているのか、置きつ放しにしているの、あれは1日幾ら、1時間幾らで金取ってはいないのか。何かずっと見ますと、何年もずっとそこに、2階の会議室に道具を置いたり、今はどうか分かりませんけれども、渓流太鼓の道具を置きつ放しと、ロビーに。これは使用料を払っているのか、払っていないのか、それ1点です。

それから、野球場の使用関係ですけれども、町民以外は940円と。これ誰がカウント、それは自主、申込みのとき何人と、こう申込書に書いてよこすのか。しかし、それはもう一つ、あの施設ですから、観客の方座っている土手も施設ですよね。すると、グラウンドだけの使用料になるのか、そこら辺ですね。そして、いつも私も通って見ますけれども、野球やっている、チームの人たちは。その脇に施設の中に入った観客がいっぱ

いいいるわけです。すると、グラウンドだけの使用料なのか、施設の使用料なのかと、そこら辺の捉え方ですね。

あと、この中でいっぱい施設の条例出ましたけれども、町外、町内と書いていないものもありますので、それはどうなのか。そういうものについては、書いてあつたり、書いていなかつたりということで、大体町民体育館なんかは町民、町民外と書いてあるわけです。それが書いていないところ……

(「公民館は書いていない」の声あり)

○5番（湯田純朗君） 公民館は書いていません。そこら辺の関係もう一度ちょっとお聞きいたします。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 今の湯田議員の質問にお答えさせていただきます。

公民館の使用なのですが、これについては現在大川渓流太鼓の定期的な練習、あとそれと下郷町にありますバンド、ちょっと名前は定かでないのですが、バンドのほうも定期的に利用しているということで、大体年間1,000人くらいの公民館の利用になっております。

あと野球場につきましては、これ野球場の申込みということで、グラウンドとか観客とかというものは多分申込みには入っていなかったと思うのですが、その中で大体2,970人くらいの件数の利用者数があるということでございます。

あと公民館については、これは町内、町外問わず、個人で使えば使用料という形で徴収はしております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今の何かお答えは曖昧みたいな。これは公民館使用料も、これ新しい条例で12ページですか、1番の1回の使用は1日4時間以内とすると、こう書いてあるわけです。すると、4時間以内で例えば2階の学習室の（1）を使えば、冬期間除いては360円と。それは人が行っての話ですから、道具だけも使用しているわけです。占領しているですから、それはでは定期的に練習しているとなれば定期的に金も払っていると、こういうことですか。

それから、今の野球場の話、選手も観客もいないでは仕方ないと思いますが、そこら辺もどういうふうに捉えているのか。例えば野球は、チームは20名、20名と、両方で合わせて40名と、こうなってくるのでしょうかけれども、そこはそれ以外のものも施設は入っているですから、グラウンドに入んなくても。そこら辺の考え方ですよね。普通は、プロ野球なんかがすぱっと借りれば、施設そのままで1日幾らですから。芸能人なんかいろいろなイベントやる場合には1日幾らですから。観客も含めてですから。そういう考え方なのか、それともあくまでも選手に捉えて、土の上で走る選手の分だけの頭数の掛ける940円なのか、県町外の場合は。そこら辺もう一度詳しくちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏惠君。

○教育長（星敏惠君） その野球場の取扱いの細かいことについては、では後から答えさせていただきます。野球場としての借用の料金関係ですよね。

（「そうですね」の声あり）

○教育長（星敏惠君） それについては後から申し上げます。

あと、公民館の使用につきましては、すみません、次長より答えさせます。

○議長（佐藤盛雄君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 公民館の使用につきましては、社会教育団体として登録し、その活動が公共的なものあるいは社会教育活動に資するものであれば、減免というような措置を取っております。したがいまして、大川渓流太鼓保存会の活動もそこらに含まれておりますので、使用料につきましては減免としております。ただ、その備品等の保管につきましては、確かにおっしゃるとおり1階のロビーのところ実は保管しておりますので、その辺につきましては今後は指導をしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 3回目になりますけれども、その使用料は社会教育団体、大川渓流太鼓、いろんな町のイベントに参加させていただきまして活躍させてている、それ分かります。でも、道具をずっと置きつ放しにすると大川渓流太鼓の倉庫ですか。それが下郷町公民館条例がある施設なのにかかわらず、車庫になっている。車庫というか、倉庫。この辺の社会教育団体はもちろんよろしいでしょうけれども、そこら辺の感覚はどうなのです。例えば私がふれあいセンターに空手の道具をみんなずっと置きつ放しにしておいていいのかどうかということ。訳は一緒ですよね。そこら辺の捉え方ももう一度お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏惠君。

○教育長（星敏惠君） その辺については、私のほうで渓流太鼓さんのほうと協議しながら、また一々使うときに動かすというのも、そういった対応というか、その辺はあったかと思いますが、その辺については渓流太鼓さんとのお話をていきたいなというふうに思っていますので、そういった件が出たということです。

あと、ふるさと公園の施設使用料の申請につきましては、野球場なら野球場という形の使用申請になっていますので、野球場全体の使用かなというふうに捉えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、質問いたします。

まず、野球場の料金のことですけれども、これ他町村、例えば南会津町にある野球場の利用料、使用料と比べていかがなのかという比較検討はされたことがあるのでしょうか。今回消費税の増税に伴う料金の改定ということありますが、数年前下郷町の運動公園内の野球場を都会から来た人たちが、チームが使用しておりました。館岩のアスト

リアホテルに泊まって、使用料が安いからこの下郷町の野球場を使っているんだという話を聞きました。お昼はどうしているのと言ったら、お昼はアストリアで用意して届けていますということで、安いがために利用率が上がるという考え方もありますが、やはり少しだけ安くするというような考え方もあるのではないかなど。せっかく施設整っていますとして来ていただいているのですが、使用料以外はお金が落ちないと。本當であればお昼、昼食なんかも下郷町の食堂や仕出し屋さんにお願いできるような部分もあってもいいのかなと思いまして質問いたします。高いのか安いのかという部分調べたのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 今回の料金の見直しにつきましては、消費税に絡むものということでおほど次長が申し上げましたが、その他の施設との比較というのは今回特に行いました。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） ありがとうございます。消費税ということで一括して料金改定ということですが、施設使用料というのはなかなか上げたり下げたりできない部分でございます。ですから、消費税改定で消費税分というのもいいのですが、実情を見て、老朽化していれば安くなるとか、手を入れれば高くなると、これは民間では当たり前のことです。やはり施設管理者として利用率、何人利用したかも大事ですが、その周辺との料金の比較というのもやはり大事なことであるのではないかと思いますので、今後ではなく4月からそういった部分を調べていただきたい、使用料、また条例改正となるかもしれません、やはり適正な料金というものがあると思いますので、調べていただけるようにお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、そういった施設の他町村との比較ということで調べていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2番、玉川です。2つ質問させていただきます。

パークゴルフ大変人気あります、私もかなり多く使わせてもらっています。先ほど次長からも話題には出たのですけれども、減免申請についてちょっとお尋ねします。私のうろ覚えがあるかと思うのですけれども、例えば田島町、町外の方と我々本町、下郷の方が合同で使うときの減免申請って、何かある程度半分だっていいとか、向こうの管理の方々にちょっと説明を受けたのですけれども、減免申請って一体どういう基準なのか、もう一回教えていただければと思います。

もう一つは、野球場、私知っている人なのですけれども、中学の中体連で全会津が会場になったときがあったのですけれども、大変いいというお褒めをいただいているので

す。水はけ等も含めてなのでしょうけれども、すばらしい野球場である。その中で、野球の人たちは、生徒たちはプロ並みなわけですから、多目的グラウンド、広場を使いたいのだけれども、あの時点では使わせてもらえなかつたと。どういうことかというと、ピッ칭の練習したり、ちょっとしたボール、遠投のキャッチボールをしたりというのに使う。彼らはマナーを知っていますので、スパイクを履いてやるということはないわけで、その管理の話聞くと野球選手には多目的、その芝生のグランドは使わせないという、何か頭からそういう決まりになっているようなのですけれども、その辺ちょっともう一回確認いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育長（星敏恵君） ご質問にお答えいたします。

使用料の減免につきましては、条例第7条で、公用または公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができると規定されております。その規定につきましては、原則として町と共催の場合は免除、後援の場合は2分の1というような考え方、これは後援の場合ですが、考えております。

それで、パークゴルフ場につきましては、町民の方は無料なのですが、町民の方以外につきましては使用料を徴収しております。その際には実際申込みの際に住所で判断していただいて、町民の方以外であれば料金を徴収しますということで理解していただいているります。

それから、多目的広場につきましては、こちらのほうは、町民の方は無料となつておりますが、例えば大きな大会を行う場合、これまでですとフライングディスク大会など、そういった行う際には町民以外の方もご利用しますので、その際には町民も含めてですが、使用料を頂いております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 野球の件で、ちょっとまだしつくりしないのですけれども、平日重なるときには何かそんな話聞きました。優先はできないよと、町民自由にあの広場で使えるような状況にしていると。野球は平日なわけで、その大会大事な中体連ですよね。大会のときにグラウンドはあれですけれども、試合ない、次の試合を控えている、そういう選手たちのウォーミングアップというふうに取ってもいいかと思うのです。ところが、使用は許可にならなかつたと。金払うところではないのでしょうかけれども、何か以前注意する項目に挙げられたということなので、この辺はちょっとどうなのかなということで、その辺の方針を出してもらえばというふうに思いました。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番議員にお答えしますけれども、パークゴルフ場も18面できました、おかげさまで。かなり利用者も増えてきました。しかし、まだ公認コースとして認められない。それは、サブグラウンド、アップのところが必要なのです。そうします

と、野球もアップ場が必要なのです、キャッチボールとか。それが多目的でやるのか、別なところを造ってやるのかというのを今検討するようにいたしますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 下郷町公民館条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 下郷町町民体育館条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 下郷町武道場設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 下郷中学校校庭夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 下郷ふれあいセンター設置条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前11時15分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時25分）

日程第13 議案第13号 町道の路線変更について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第13、議案第13号 町道の路線変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 私のほうより、議案第13号 町道の路線変更について説明させていただきます。

議案書の30ページ及び既にお配りしております13号に関する資料、3枚つづりになりますが、こちらのほうを御覧ください。上程させていただきました町道の路線変更につきましては3路線ございます。

初めに、整理番号2052、町道中妻大百刈3号線でございますが、これにつきましては今年度道路台帳加除業務委託におきまして、同路線の平成30年度実施の改良工事について台帳の整備を行ったところ、起終点に関しまして相違点が判明したことにより修正をさせていただきました。

続きまして、整理番号2141、町道小松川原田3号線でございますが、これにつきましては接続します町道張平沢入線の拡幅改良工事により同路線の幅員が広がったことから、起点箇所に変更が生じ、それに合わせて道路延長にも変更が生じたものでございます。

最後に、整理番号2153、町道大松川和田入線でございますが、これにつきましては道路線起点部の拡幅改良工事に伴い起点箇所が変わったことから、起点箇所の変更と道路延長の変更を行ったものでございます。

以上、議案第13号の説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ中妻だから私発言するのですが、中妻は国土調査やったときに甲とか乙は全部取れているのです。にもかかわらず、今日のあれが、起点が甲の1663、乙の53、これよく調べてくれないか。中妻は国土調査やったために、我々の住所であろうが、何であろうが、甲とか乙は全部取れているのですね、国土調査やったために。これどこから持ってきたか分からぬですが、あるのかないのか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの3番、室井亜男議員のご質問にお答えします。

一応甲と入っている部分に関しましては旧の部分でございまして、新のほうで甲のほうは抜けてございます。ただ、下中平から大百刈という形で変わってございますが、その辺の一応調査した上での変更となってございます。

（何事か声あり）

○建設課長（猪股朋弘君） すみません。終点の部分に関して再度これ調査いたします。申し訳ございません。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 2141の町道小松川原田線ですか、沢入線とちょっと今説明あったような気がしますけれども、これ農道でこのまますと下りると川なのですが、これ沢入線ですか。私が聞き間違えたらごめんなさい。ちょっとお願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの5番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

こちら今回変更となりました路線につきましては、町道張平沢入線に接続する町道でございまして、その町道張平沢入線の拡幅により本路線の延長が短くなったということになります。よろしいでしょうか。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 町道の路線変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 异議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）

日程第15 議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第14、議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件及び日程第15、議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第14号については総務課長、室井哲君、議案第15号については町民課長、弓田昌彦君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。31ページとなります。議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ5,168万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億658万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思います。町税の固定資産税につきましては、償却資産に係る収入見込額が増加したこと、また当初見込んでおりました課税免除額が減少したこと等により、現年課税分を873万2,000円増額し、軽自動車税につきましては環境性能割の収入見込額7万4,000円を計上するものであります。この環境性能割でありますが、昨年10月1日からの消費税率の引上げに伴い自動車取得税が廃止され、自動車税と軽自動車税に環境性能割が創設されたもので、当分の間軽自動車税の環境性能割に係る賦課徴収は県が行いまして、市町村に払い込まれることとなっているものであります。

42ページをお開きいただきたいと思います。使用料及び手数料でございますが、収入見込額を精査し、農林水産業費使用料のラウベ使用料を82万5,000円増額し、総務費手数料の戸籍住民票等交付手数料を104万4,000円減額するものであります。

国庫支出金の民生費国庫補助金につきましては、プレミアム商品券事業、本町においてはおもいやり商品券としておりましたが、その事業見込みにより事務費補助金、事務事業費補助金、合わせて708万4,000円を減額し、土木費国庫補助金では事業費の確定等により防災安全交付金事業国庫補助金を833万2,000円、43ページとなりますが、公営住宅建替事業国庫補助金を1,056万円それぞれ減額するものであります。なお、防災安全交付金事業国庫補助金につきましては、当初事業に係る事業費の確定等による減額と国の補正予算による湯野上橋大規模修繕事業に係る配分額を算入しており、これらを合わせまして833万2,000円の減額となっております。

総務費国庫補助金につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務負担金に係

る個人番号カード交付事業費国庫補助金を78万9,000円増額し、災害復旧費国庫補助金につきましては見込額の精査を行い、農林施設現年災害復旧費補助金を2,758万9,000円増額し、林業施設現年災害復旧費補助金を829万9,000円減額するものであります。

県支出金の衛生費県補助金につきましては、事業の見込みにより合併処理浄化槽設置整備事業県補助金を85万2,000円減額し、44ページをお開きいただきまして、農林水産業費県補助金では、担い手確保・経営強化支援補助金を872万5,000円計上いたしております。この担い手確保・経営強化支援補助金につきましては、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械、施設の導入を支援するもので、事業の採択を受け、計上するものであります。

次に、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、収入見込額を精査し、233万円増額するもので、そのご厚意に添えるよう有効に活用してまいりたいと考えております。

45ページとなりますが、繰入金につきましては事業費の確定等により各基金からの繰入額の整理を行うもので、繰入金全体では190万円の減額となっております。

諸収入の過年度収入では、平成30年度児童手当国庫負担金の追加交付額140万9,000円を計上し、雑入のプレミアム商品券売払収入につきましては、先ほどご説明申し上げましたおもいやり商品券の事業見込みにより、2,306万円減額するものであります。

町債でございますが、事業費の確定等により雪寒機械整備事業に係る過疎対策事業債を880万円減額し、また先ほどご説明申し上げました災害復旧事業に係る国庫補助金の補正に伴い、地方負担分の財源とする災害復旧事業債を3,280万円減額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。47ページをお開きいただきたいと思います。議会費でございますが、議員期末手当につきましては、議案第2号でご説明申し上げました支給月数の改正に伴い、その所要額15万4,000円を計上いたしております。総務費でございますが、一般管理費では今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また議案第3号でご説明申し上げました特別職の期末手当に係る支給月数の改正に伴い、その所要額7万8,000円を計上いたしております。

企画費、交通対策費、諸費につきましては事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、48ページをお開きいただきまして、諸費の償還金141万円につきましては、平成30年度児童手当国庫負担金の精算に伴う返還金を計上するものであります。

教育施設整備基金積立金につきましては、本会計の收支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、積立額を1,000万円増額し、ふるさと応援基金積立金につきましては歳入でご説明申し上げましたとおり、積立額を233万円増額するものであります。

賦課徴収費につきましては事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、49ページとなりますが、戸籍住民基本台帳費につきましては通知カード・個人番号カード関連事務負担金を78万9,000円増額するもので、歳入でご説明申し上げました個人番号カード交付事業費国庫補助金を充当するものであります。

民生費でございますが、社会福祉総務費につきましては、今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また歳入でご説明申し上げましたおもいやり商品券の事業の見

込みによりプレミアム商品券事業関連予算の整理を行うもので、50ページをお開きいただきまして、児童措置費では幼児教育の段階的無償化に伴う、システム改修委託料を78万4,000円計上し、下郷保育所費につきましては今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行うものであります。

51ページとなりますが、衛生費につきましては事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、環境衛生費の生活環境施設整備基金積立金につきましては本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため積立額を1,000万円増額するもので、清掃総務費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、事業見込みにより248万2,000円減額するもので、これに伴い歳入では、合併処理浄化槽設置整備事業県補助金、生活環境設備基金繰入金を整理いたしております。

52ページをお開きいただきまして、農林水産業費でございますが、農業委員会費の委託料につきましては農地情報公開システムの整備に係る所要額37万4,000円を計上するもので、歳入ではこの財源として農業委員会補助金を同額計上いたしております。

農業振興費につきましては、事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、53ページとなりますが、担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては歳入でご説明申し上げましたとおり、事業の採択を受け、歳入と同額の872万5,000円を計上いたしております。

市民農園費につきましては、歳入でご説明申し上げましたラウベ使用料の補正に伴い、財源内訳の補正を行うものであります。

商工費につきましては、事業費の確定等により予算の整理を行うものであります。

土木費でございますが、同じく事業費の確定等によりそれぞれ予算の整理を行い、橋梁維持費の工事請負費につきましては歳入でご説明申し上げましたとおり、国の補正予算を受け、湯野上橋に係る事業費1,500万円を計上し、橋梁整備基金積立金につきましては本会計の収支の状況を踏まえ、今後の需要に備えるため、積立額を1,000万円増額するものであります。

55ページをお開きいただきまして、消防費につきましては事業費の確定等により予算の整理を行うものであります。

教育費でございますが、事務局費では今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行い、また議案第3号でご説明申し上げました特別職の期末手当に係る支給月数の改正に伴い、その所要額3万3,000円を増額するものであります。

小学校費の学校管理費、教育振興費、56ページをお開きいただきまして、中学校費の学校管理費、教育振興費につきましては、事業費の確定等により予算の整理を行うものであります。

社会教育総務費につきましては、今後の所要額を精査し、職員人件費の整理を行うもので、57ページとなりますが、文化財整備費の重機等借上料につきましては台風19号の影響による大内宿防災設備の取水不良を改善するため、144万1,000円を計上するものであります。

災害復旧費につきましては、歳入でご説明申し上げました国庫補助金、町債の変更に

伴い、農業施設現年災害復旧費、林業施設現年災害復旧費について財源内訳の補正を行い、予備費により収支の調整を図るものであります。

次に、繰越明許費でございますが、37ページにお戻りいただきまして、担い手確保・経営強化支援事業、ため池廃止事業、成岡池でございますが、橋梁補修事業（湯野上橋）、農林水産業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の5事業につきましては、事業の進捗等によりその完了が翌年度にわたる見込みとなつたため、繰越明許費を設定し、令和2年度に繰り越すものであります。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 続きまして、町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の58ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,748万3,000円とするものでございます。

59ページから63ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきたいと思います。

64ページをお開きください。2の歳入についてご説明申し上げます。5款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）及び2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国、県の交付決定による繰入金の確定によりまして167万2,000円、71万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。同じく5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、算定係数の確定による再算定によりまして48万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、65ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1目一般管理費の13節委託料のシステム改修委託料として16万4,000円を増額しておりますが、これは個人番号を活用した情報連携によりまして、高額療養費に係る一部添付書類の省略を可能とするため、情報連携に必要な個人番号の機能追加のシステム改修でございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、同じく2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、さらに66ページの3項介護納付金分、1目介護納付金分につきましては、一般会計繰入金の補正による財源内訳の補正で、予算額に変更はございません。

続きまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、7目その他償還金につきましては、平成30年度に超過交付されました特定健康診査負担金の過年度精算により県に返還する額としまして2万7,000円を増額するものでございます。

次に、8款予備費につきましては、財源調整により209万5,000円を減額するものでございます。

以上、今回の補正内容でございますが、去る2月17日開催の第1回下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、

申し添えて説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 間もなく正午となりますので、このまま会議を続行したいと思います。
ご協力願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算

日程第17 議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算

日程第18 議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第19 議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算

日程第20 議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算

日程第21 議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第16、議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算から日程第21、議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算までの6件を一括議題といたします。

以上6件につきましては、3月2日の本会議において予算特別委員会に付託され、その審査結果が委員会報告書として提出されております。

お諮りします。委員長の報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認め、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和2年度下郷町一般会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和2年度下郷町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和2年度下郷町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和2年度下郷町介護保険特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和2年度下郷町簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和2年度下郷町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第22、議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 0時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員